

# 自治研報

かながわ

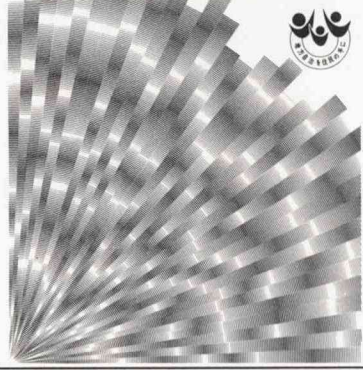
1989

4・6

No.19(通算83)横浜市「個人情報保護条例」の問題点



社団法人 神奈川県地方自治研究センター



## もくじ \* \* \* CONTENTS

### 横浜市「電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例」の問題点

社団法人神奈川県地方自治研究センター事務局

- 1.はじめに ..... 1
- 2.「条例」の問題点 ..... 2

### 資料－1 横浜市電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例案に対する意見書 社団法人神奈川県地方自治研究センター

- 1.はじめに ..... 9
- 2.「条例案」に対する意見 ..... 9

### 資料－2 横浜市の個人情報保護条例案に対する意見書 横浜弁護士会

意見書の提出について ..... 14

意見書 ..... 14

### 資料－3 斉藤勁委員の質問と総務局長回答 ..... 16

### 資料－4 横浜市電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例 ..... 23

### 資料－5 市長が管理する電子計算機処理等に係る 個人情報の保護に関する規則 ..... 27

### 資料－6 横浜市個人情報保護審議会規則 ..... 29

### 資料－7 横浜市電子計算機処理に係る データ保護管理規定 ..... 29

### 資料－8 個人情報保護に関する条例の 制定団体の状況 ..... 36

### 資料－9 個人情報保護条例における 主な規定内容一覧 ..... 41

# 横浜市「電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例」の問題点

社団法人神奈川県地方自治研究センター事務局

## 1. はじめに

本年2月15日、横浜市では、「市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」案が市議会に提案されて、3月議会で成立した。同条例は、主に市の機関が電算処理して保有している個人情報の保護を目的とするもので、全文23条である。

昨年12月、国の段階で「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（いわゆる個人情報保護法）が成立したが、札幌市や横浜市などの3月市議会における条例制定は、個人情報保護法の成立後に制定された政令指定都市のものとしてだけでなく、その後の地方自治体段階における個人情報保護の制度化の動きを占うものとして注目すべきものである。

「個人情報保護法」に対しては、日弁連、自由人権協会、国民総背番号制に反対しプライバシーを守る中央会議、自治労、総評など各方面から抜本的な修正を求める批判が相次いだ。同法第26条（地方公共団体の施策）で「地方公

共団体は、個人情報の電子計算機処理等を行う場合には、この法律の規定に基づく国の施策に留意しつつ、個人情報の適切な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と定め、当初原案にあった「責務規定」が「努力規定」に改められたことは、地方自治体の自主的な判断を尊重する立場が採られているということで評価できるものであるが、国の段階で成立した同法が実質的に地方自治体の個人情報保護制度に影響を与えるものになっていることには、留意する必要がある。

特に、札幌市の条例は、国の個人情報保護法の内容に追随したものになっている。それと比較した場合、横浜市の条例は、いわゆる「電算条例」の形を踏襲したものであるということが分かるが、横浜市が計画している全人口316万人分の住民基本台帳データの電算化の動きとの関連で慎重な検討が必要なものである。

同条例案の審議段階で、横浜弁護士会や当地方自治研究センターなどが意見書を市長宛に提出して、条例案の抜本的な見直しを求めた（その内容については、資料一、二を参照）。また、横浜市議会における個人情報保護条例に係る論議では、斎藤勲議員（日本社会党、南区）

の3月市議会企財総務分科会における1時間以上におよぶ質問や予算案の討論に関連した青景孝子議員(ネットワーク運動、旭区)や向田映子議員(同、緑区)による反対討論などによって、同条例案の問題点が明らかにされてきた。特に、齊藤議員の質問に対する総務局長の回答によって、条例案の内容では明確にされていなかった点が幾つか具体的になっている(資料-3参照)。

ここでは、条例の内容に関するコメントを行うとともに、併せて市議会企財総務分科会における齊藤議員の質問等を通じて明らかになった点を整理して、横浜市における個人情報保護をさらに進めるための論議の素材とすることにした。

## 2. 「条例」の問題点

### (1) 個人情報保護制度の位置づけについて

昨年4月1日に施行された市公文書公開条例では、一定の範囲で個人情報の開示請求権等が認められているが、公文書のみを対象としたものであり、全てのマニュアル処理に係る個人情報がその制度の対象とされている訳ではない。知る権利を基礎とした開示請求に応じて、行政の保有する情報一般を公開する仕組みとしての情報公開制度と、電算処理及びマニュアル処理を対象とした総合的な個人情報保護制度が設けられるべきであると考えます。

今日の情報化の進展のなかで、自分自身に関する情報の流れを自分でコントロールする権利

としての自己情報コントロール権の確立が個人の尊厳を保障するために欠かせない要件となっており、その立場に立った個人情報保護制度のあり方が求められている。そして、個人情報保護制度に関する立法の趣旨は、個人情報を本来の目的外に使用することを禁止し、個人情報の本人への開示や訂正の申立を認めることにより、行政機関などが勝手に情報を集めたり、使用することがないように歯止めをかけることにある。

本年2月、市議会に提案された「市電子計算機等に係る個人情報保護条例」案は、その名称からも明らかのように電算処理された個人情報のみを対象とするものであり、いわゆる「電算条例」の限界を越えることができず、制度的には極めて不十分なものであると言わざるを得ない。今日、横浜市民が切実に求めているのは、電算処理に係る個人情報だけでなく、マニュアル処理(手作業による処理)に係る個人情報をも対象とした総合的な個人情報保護制度である。

地域社会において市民に密着した行政を行う地方自治体として、市民にとって分かりやすく、かつ共感を呼ぶような制度・方法でもって市の保有する情報を公開する制度を充実させるとともに、個人情報保護を進め、市政への信頼を得るようにすることが本市の基本的な責任のひとつであると考えます。

### (2) 条例の基本的な考え方

条例では、第1条(目的)のなかで「市民の基本的な人権の擁護」とともに「市政の適正な運営」に資することが目的としてあげられているが、個人情報保護を制度化する場合に行政の便宜をまず重視するような考え方は取り入れられるべきではない。条例の目的では、公正で民主

的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的な人権を擁護することが明らかにされれば十分である。

条例では、電算処理情報だけでマニュアル処理（手作業による処理）の情報が対象とされず、個人情報保護制度としては極めて不十分なものとなっている。マニュアル処理情報も含めた総合的な個人情報保護制度を設けるのであれば、横浜市における個人情報保護制度のあり方としては、不十分なものにならざるを得ない。

マニュアル処理に関する個人情報については、公文書公開条例のなかで個人情報を原則非公開（第9条）として保護している他、自己情報の開示及び訂正を請求する権利（第11条、第14条）を一定の範囲内で認めているが、これだけでは基本的に十分とはいえないものである。マニュアル処理情報でも、電算処理に準じた体系的処理が行われているものや、特にプライバシー侵害の可能性の強い情報が集められているもの等については、電算処理に対する規制と同等のあるいは準じた規制が及ぶようにする必要がある。

なお、公文書公開条例が対象としているのは、マニュアル処理のものでも公文書だけであり、職員が「個人的」に有する私的メモ等は最初から公文書の範囲にも入っておらず、規制の対象外となっている。その意味で、私的メモの形を取りながら、実質的には公的な行政情報となっているものなどを含めたいわゆる「公文書」以外のマニュアル処理情報については、公文書公開条例でも個人情報保護条例の何れにおいても全く規制の対象にはなり得ないこととなり、対象とする個人情報の範囲としては重大な問題が残るため、今後できるだけ早い時期に制度的な見直しを行う必要がある。

横浜市の保有する情報に関する制度としては、マニュアル処理のものが公文書公開条例、電算処理のものが個人情報保護条例による制度化として区分されているが、両制度の関係を今後抜本的に再検討する必要がある。つまり、知る権利を基礎とした開示請求に応じて、行政の保有する情報一般を公開する仕組みとしての情報公開制度と、電算処理及びマニュアル処理を対象とした個人情報保護制度を個別に設けるべきである。

#### （斉藤議員の質問への答弁の要旨）

「現在、自治省が研究会を設置しており、マニュアル処理を含めて検討しています。その結果が自治体にどのような方向で示されてくるかは、現段階では未知数ですが、今後とも国の動向を見守っていきたい。公文書公開条例が既に1年早くスタートしており、その中にもプライバシー保護の問題がきちっと規定されています。

現段階においては、公文書公開条例と電子計算機の個人情報保護条例を車の両輪のごとくにして、そして市民のプライバシー保護に当たっていききたいという考え方です。自治省の方でも両方を含めてどうすべきかを今検討していますので、その辺も踏まえながら、検討を進めていきたいと思っています。とりあえずその2つの条例を活用していきたい。」

---

#### （3）個人情報の取扱いに係る業務の登録・届出

---

条例のなかに個人情報の取扱いに係る業務の登録や届出に関して全く規定されていないことは、電算処理の個人情報だけを対象とする本条例の基本的な性格を反映したものであるが、条例のなかで、実施機関が新たに個人情報の収集、保管を開始するとき、または廃止、変更をする

ときは、首長に届出るものとすることや、首長は届出事項について個人情報保護運営審議会に報告するとともに、公表するものとする旨が本来規定される必要がある。

つまり、個人情報システムの設置及び変更などに際して、登録や届出を行うことによって、個人情報システムの所在及び内容の確認ができるのであり、また、届出事項等を公表することによって、市において処理されている個人情報システムの内容等を市民に周知させることができるのである。これらのことは、電算処理、マニュアル処理という処理形態を問うものではなく、基本的なものとして受け止められる必要がある。

条例では、システムの設置等について規定されている（第11条）が、この規定は個人情報システムの設置などについて審議会の諮問が必要であるとするものであり、業務の登録や届出とは異なったものである。また、同様に、個人情報目録の作成及び閲覧についても規定されている（第18条）が、このことと業務の登録や届出は関連があるものの別個の条文として規定されるべきものである。

---

#### (4) 収集及び記録の制限

---

① 条例では、思想、信条及び宗教に関する個人情報については、具体的に記録の制限が規定されており（第5条2項）、情報の種類による記録の規制のあり方としては、昨年7月に発表された「個人情報保護制度のあり方に関する提言」と比較して前進したものとして評価できるものである。しかし、収集については、「適法かつ公正な手段により行うとともに、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内」として

一定の制限が設けられているが、個人の思想、信条及び宗教その他の個人の人格的利益を守るために必要とされる情報の種類による収集規制については、あいまいさが残っている。個人の人格的利益を守るため、上記のような個人情報の事項については、収集と記録の両方で制限措置が必要である。

条例では、前述のように適法かつ公正な手段により行う旨が規定されているが、個人情報を原則として当該個人から直接収集すべきであるという、直接収集の原則が盛り込まれておらず、方法による規制をより厳格かつ明確にする必要がある。その点で、直接収集を原則とする旨を規定すべきであるが、本人以外からの収集の場合には、事前にまたは事後に本人に通知する等を措置する旨を規定すべきである。また、直接本人以外のものからの収集については、条例のなかで具体的な形で適用除外の場合を規定すべきである。

#### （斉藤議員の質問への答弁の要旨）

「我々としては、当然に法令、その他公益上必要のある場合、そういう規定はもちろんです。が、原則として本人から収集するという基本的立場をとっています。」

---

#### (5) 目的外利用及び外部提供の制限

---

条例では、目的外利用（第7条）、外部提供（第8条）、他団体との電子計算機結合（第9条）を原則的に禁止しているが、各条の何れにおいても「公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ市民の権利を侵害するおそれがない場合」という適用除外の規定が設けられている。この適用除外の表現は、目的外利用及び外部提供の制限を考えるうえで、極めて抽象的である

とともに、容易に行政の恣意的な運営・判断に結びつく可能性を持っているものであり、より具体的かつ明示的な表現に改められるべきである。

目的外利用については、事後に「審議会に報告しなければならない」と規定されているだけで、外部提供や他団体との電子計算機結合の場合と異なり、事前に審議会に諮問する必要がないとの考え方がとられているが、電算処理に対する住民の信頼を確保するため、また、市民参加の理念のもとに制度を実体化していくために、目的外利用の場合にも、審議会に諮問する旨の規定を設けるべきである。

条例には、実施機関が目的外利用及び外部提供をしようとするときに、その旨を公表すべきとする規定や、目的外利用及び外部提供を行った場合に、本人に通知することとする規定がないが、これらの規定は収集制限における本人通知の原則と同様に、自己情報コントロール権を実体化するうえで極めて重要なものである。その意味で、目的外利用及び外部提供に関しては、原則として本人に通知することとし、通知の方法としては、文書、口頭、公示の方法などにより行う旨を規定すべきである。

何れにしても、目的外利用や外部提供を認める場合の手続きは厳格でなければならず、審議会への諮問手続きや本人同意手続きによって担保されることが必要である。

#### (齊藤議員の質問への答弁の要旨)

「法令に定めがある場合の具体的なケースとしては、例えば、市営住宅の入居者の資格を審査する場合、所得の確認、それから児童手当の支給に関する課税台帳の確認、あるいはひとり暮らし老人に安心電話を設置する場合があります。これは市民税の納付額に応じて補助額が変わってきます。そういう意味合いで各部局にお

いて行う事務事業に、それぞれがデータを収集するのではなく、横浜市内で福利厚生のためあるいは公益上必要あるためには、お互いに利用しているということです。それからこういう内容を規則の方できちっと決めるかどうかということについては、マニュアルをつくって手引きによって職員の研修その他遺漏のないよう図っていきたい。

本人に通知すべきかどうかは、適法公正な手段で収集をした内容、それを明記していますので、あえて通知まではいかがかなと思っています。それにかえて審議会にきちっとお諮りするということになっています。」

---

#### (6) 維持管理に関する規制

---

条例では、維持管理については、正確かつ最新性の確保、個人情報の漏えい、改ざんなどの防止、消去などの措置が規定されている（第6条）が、個人情報管理責任者を定める旨の規定が置かれていない。この点については、各種の責務を定められている実施機関が維持管理の責任を負うものとする立場がとられているとみられるが、これでは責任者として市長や公営企業管理者などを意味することになり、余りに範囲が広すぎるために維持管理の実効性の点で問題がある。維持管理の責任者は総括責任者を除き、個々の職場段階で実務を身近に管理するものでなければならない。その意味で、職場段階における個人情報管理責任者を定める旨を規定する必要がある。

---

#### (7) 自己情報の開示請求権

---

条例では、自己情報の開示請求権（第12条）や訂正及び削除請求権（第13条）が規定されており、個人の人格的利益を保護し、市民の行政に対する信頼を確保するという観点から、原則的には評価できるものである。しかし、自己情報の所在及び内容について確認するための措置の制度化という点からみると、開示請求権を認めない旨の決定をする場合にのみ審議会へ諮問すべきことを義務づけて、訂正及び削除請求権については審議会の関与なしに実施機関の判断だけで請求を拒否できうる旨が規定されている点は、制度の基本理念からして問題である。自己情報の内容についての確認措置とは、当然にも開示だけでなく、訂正及び削除についても同様の措置を前提としたものでなければ、制度的に担保され得ない。その意味で、訂正及び削除請求について認めない場合にも、審議会への諮問を義務づける旨の規定を設ける必要がある。

自己情報の開示請求権に関する非開示事項の範囲に関して、「実施機関の公正又は適切な事務執行を妨げるおそれがあると認められるもの」という規定にはあいまいさが残るために、非開示事項の範囲はできるだけ具体的に特定できるように規定すべきである。なお、自己情報の開示請求に関する非開示事項の範囲に該当する場合であっても、期間の経過により当該個人情報の記録の開示を拒む理由がなくなった場合には、その記録を開示する旨の規定を設けるべきである。

条例では、自己情報の取扱いについて、「法令に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対しその是正の申出をすることができる」（第16条）と規定しているが、「是正の申出」では自己情報の開示請求の背景となる自己情報コントロール権を全面的に認めることに結びつくものではない。個

人情報の目的外利用がある場合には、本人に当該目的外利用の中止を請求する権利（中止請求権）を認めるべきであり、これにより自己情報の開示請求権との制度的整合性を図る必要がある。

#### （斉藤議員の質問への答弁の要旨）

「中止請求権の件ですが、いろいろと委員会の中で議論された法律専門家の意見でも、現行の行政訴訟制度では権利として認めるには無理があるという結論でした。そういう意味で、中止請求権にかかわるべく厳格な手続で違法、不当な扱いにならないように配慮しているところです。実質的には是正の申し出という規定で対応できるようにしたわけで、これは本市の独特の制度です。

訂正削除については、速やかにそれを削除するというのが前提です。本人から間違っているという指摘がある場合、それについて審査して明らかに間違っていれば、当然訂正することになります。誤りであるかどうかという判断ですが、だれが見ても主観で判断ができない問題では非常に明白に内容を決定できるわけです。そういう意味で、前の開示請求をしない場合とは状況が違うと思います。」

---

#### （8） 審議会の役割

---

条例では、個人情報保護を保護し、条例の適正な運営を図るために審議会を置く旨が規定されている（第17条）が、市民参加の立場から個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るといふ基本姿勢が明確にされる必要がある。その意味で、審議会の委員は、審議機関とは利害関係を持たない有識者及び市民代表によって構成し、また、委員のうち市民代表については、公募制



などによる工夫を凝らし、市民参加をより実質的なものとする必要がある。

条例では、開示請求、訂正及び削除請求が拒否された場合、不服申立てがあったときは、それが不適法であるときや認容される場合を除き、審議会に諮問する旨が規定されているが、審議会は個人情報の保護に関する重要事項や電子計算機の管理運営に関する重要事項について広く審議するための機関であり、開示請求などに対する処分不服申立てするための審査請求機関（救済機関）ではなく、審査請求機関としての個人情報保護審査会とは異質のものである。その点で、実施機関が開示請求に対して行った処分不服申立てするために、別個に独立した審査請求機関を設ける旨を規定すべきである。

#### （斉藤議員の質問への答弁の要旨）

「市民代表については、審議会委員を10名以内とありますので各界各層からいろいろ選ぶことになると思います。当然市民代表という分野の中から適正で公正な人を選ばれるように努めたいと思います。

やはり市民の代表という資格で参加していただくわけですから、何となくぼっと出てくる市民でなくて、やはりそれなりの実績を持った方を考えていきたいと思っています。

審議会の中で苦情処理、救済機関の仕事をしていただくという考え方の基本になっていますのは、例えば川崎もそうですが、先進都市でこういうケースが今日までどのくらい発生したかということも調べました。年間1、2件という状況でして、救済機関と審議会を2つつくって、それぞれごとに立派な学識経験者を置くことが果していいかどうか、屋上屋になってもいけないという気持で一つの機関でやることにしたのです。」

---

#### （9）民間事業者に対する規制

---

条例では、委託業者に対する規制としては、実施機関が「当該個人情報を保護するために必要な措置」をとる必要がある旨を規定している（第10条）が、これだけでは十分であるとはいえず、委託処理業務の範囲内で実施機関と同様の義務を負う旨が規定されるべきである。但し、第10条2項で、新たに委託する場合、あらかじめ委託の内容、条件等について審議会に諮問する旨を規定していることは評価できるものである。

条例では、一般事業者への規制として、「市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」ときに指導及び勧告ができ、「勧告に従わないときは、その事実を公表することができる」旨が規定されている（第22条）。しかし、事業者が個人情報保護のための措置を講ずる義務を有し、地方自治体の個人情報保護施策に協力するべきものと前提されるならば、事業者が電算処理する個人情報の取扱いや運用については、「重大な侵害」がある、あるいはありうる場合だけでなく、一般的に個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置として、資料提出要請、立入調査などの具体的な措置を講ずる旨が明確に規定されるべきである。

#### （斉藤議員の質問への答弁の要旨）

「事務の委託ですが、当然業者との契約書で守秘義務、目的外使用の禁止などの保護事項をまず明記します。制裁規定として契約解除なり当然損害賠償ということになるかと思いますが、事業者も当然業者という立場でいわゆる市民の責任義務もまず前提にあるわけです。その上、なおかつ契約事項の中で縛られるということと厳格な扱いをしまいたいと思っています

す。指導の中には資料の提出あるいは場合によっては立入調査も含むと解釈しています。」

(10) 出資法人等に対する規制

条例では、市が出資する法人等は、「個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を講じる」べき旨が規定されている（第21条）が、出資法人等を一般化して論議することは運営の実態からかけ離れて適切さを欠く場合が出てくるといわざるを得ない。出資法人等のなかには、財団法人・横浜市ホームヘルプ協会、社会福祉法人・横浜市リハビリテーション事業団などのように、極めて膨大な福祉保健分野の個人情報を

有する法人があり、これらの法人が所有する個人情報には、行政が優越的地位に基づいて収集した対象者の個人情報などが含まれており、個人情報の取扱いを当該法人の判断に任せるという姿勢は、極めて重大な問題を持つものである。従って、出資法人等についても、個人情報に係る事業の内容が実施機関が行うものに準ずる、あるいは類似する場合などは、実施機関と同様の義務を負うものとされる必要がある。

(斉藤議員の質問への答弁の要旨)

「本市が出資もしくは補助あるいは役員を送り込んでいる公共的な色彩の強い外郭団体等につきましては、本市の考え方と同様に準じていきたいと思ひます。そのためのガイドラインをつくり指導していきます。」

消費税上乗せ

「政府の方針に乱れ」

市長、自民首脳発言を批判

四月からの消費税適用を目前に各地方自治体の対応が依然ばらつきをみせているが、横浜市の細郷道一市長は、十三日の定例記者会見で「(東京都が消費税の見えで)方針を決めた。タナ上げ、方針を決めた。自民党の(渡辺美智雄)政調会長が出てきた」とは、政調担当者であっただけに大きな影響があったかもしれない。その後も政府・自民党内に渡辺政調会長の応援発言があり、政府の見解は揺れていた」と述べ、消費税上乗せに対する政府方針の乱れを批判した。政令都市の首長が自民党首脳を批判する発言をしたのは初めてで、全国の自治体にも波紋を呼びそう。横浜市内では、公共料金に消費税を上乗せするための三十一件の条例改正案を開会中の市議会に提案しているが、与野四会派のうち、自民を除く社会、公明、民社が共同提案した「消費税の廃止を求める意見書」が十日の本会議で採択され、条例案の成立は厳しい情勢となっている。一方、自民は「政府の方針の確立を求める」意見書を党本部へ提出するとしている。

いえそうだが、意見書では、そのほか①記録した個人情報を目的外利用、外部提供する際は、原則として本人に通知すること②市が出資する法人についても、市と同様の保護義務を規定すること③などを求めたうえ、今後の情報処理の進展、状況の変化に応じて制度の全般的な見直しが必要であるとしている。

電算個人情報総合的保護を  
細郷市長に意見書  
横浜市が市議会に提案している「電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」に関する個人情報保護条例一案について、民間の研究者団体、県地方自治研究センター(横山桂次理事長)が十三日、電算処理法に

社が共同提案した「消費税の廃止を求める意見書」が十日の本会議で採択され、条例案の成立は厳しい情勢となっている。一方、自民は「政府の方針の確立を求める」意見書を党本部へ提出するとしている。

く、マニュアル処理(手作業処理)による個人情報を含めた総合的な個人情報保護制度を設けるよう求めた意見書を細郷道一市長あてに提出した。

マニユアル処理を含めた情報保護制度は、県内ではすでに川崎、藤沢両市で実施されており、横浜市の対応の遅れを指摘したものと

新聞 読売  
1989年3月14日

# 横浜市電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例案に対する意見書

社団法人神奈川県地方自治研究センター

## 1. はじめに

日頃の地方自治確立に向けたご努力に敬意を表します。

さて、神奈川県内では、すでに川崎市など5市3町で個人情報保護の制度化が行われていますが、本年2月15日、貴団体が電算処理する市民の個人情報を保護するため、「市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」案を市議会に提案されたことは、横浜市における個人情報保護を制度化するうえで、貴重な一歩になると考えております。

昨年12月、国の段階で「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」が成立しましたが、貴団体の条例案は、その後の地方自治体、なかでも政令指定都市段階における個人情報保護の制度化の動きとして注目されるものです。また、市が計画している全人口316万人を対象とした住民基本台帳データの電算化の動きとの関連でも慎重な検討が必要なものと考えます。条例案は、昨年7月に提言された「市電子計算機処理にかかる個人情報

保護検討委員会」（委員長・一杉哲也横浜市大教授）の『横浜市における個人情報保護制度のあり方に関する提言』を受けて、主に市の機関が電算処理して保有する個人情報の保護を目的としている点など、多くの検討が必要であると考えています。

昨年来、神奈川県内の地方自治体の個人情報保護制度について検討するために当館神奈川県地方自治研究センター内に「個人情報保護研究会」を設置し、特に横浜市と神奈川県における個人情報保護の検討及び条例化の動きに対する研究を行ってきました。今般、貴団体が議会提案された上記の条例案について、研究会での討議の結果を取りまとめましたので、意見書として提出致します。ご検討のうえ宜しくご配慮をお願い致します。

## 2. 「条例案」に対する意見

### (1) 個人情報保護制度の位置づけについて

①地域社会において市民に密着した行政を行う地方自治体として、市民にとって分かりやすく、かつ共感を呼ぶような制度・方法をもって市の保有する情報を公開する制度を充実させるとともに、個人情報保護を進め、市政への信頼を得るようにすることが本市の基本的な責任のひとつであると考えている。

昨年4月1日に施行された市公文書公開条例では、一定の範囲で個人情報の開示請求権等が認められているが、公文書のみを対象としたものであり、全てのマニュアル処理に係る個人情報がその制度の対象とされている訳ではない。知る権利を基礎とした開示請求に応じて、行政の保有する情報一般を公開する仕組みとしての情報公開制度と、電算処理及びマニュアル処理を対象とした総合的な個人情報保護制度が設けられるべきであると考えている。

②今日の情報化の進展のなかで、自分自身に関する情報の流れを自分でコントロールする権利としての自己情報コントロール権の確立が個人の尊厳を保障するために欠かせない要件となっており、その立場に立った個人情報保護制度のあり方が求められている。そして、個人情報保護制度に関する立法の趣旨は、個人情報を本来の目的外に使用することを禁止し、個人情報の本人への開示や訂正の申立を認めることにより、行政機関などが勝手に情報を集めたり、使用することがないように歯止めをかけることにある。

③本年2月、市議会に提案された「市電子計算機等に係る個人情報保護条例」案は、その名称からも明らかなように電算処理された個人情報のみを対象とするものであり、いわゆる「電算条例」の限界を越えることができず、制度的

には極めて不十分なものであると言わざるを得ない。今日、横浜市民が切実に求めているのは、電算処理に係る個人情報だけでなく、マニュアル処理（手作業による処理）に係る個人情報をも対象とした総合的な個人情報保護制度である。

④そこで、条例案のなかで問題と考えられる条文の考え方に対して、個別的に意見を述べ、今後のあるべき個人情報保護制度の確立のための意見として発表することにするが、今後の技術革新や情報処理の進展、個人情報に係る状況の変化などを勘案し、条例、制度の全般的な見直しを行うことが期待されている。

---

## (2) 条例案の基本的考え方について

---

①条例の目的では、公正で民主的な市政の実現と市民生活の向上を図り、もって市民の基本的な人権を擁護するとともに、個人情報の開示請求等の権利を保障することがうたわれることが望まれる。

条例案では、電算処理情報だけでマニュアル処理の情報が対象とされておらず、個人情報保護制度としては極めて不十分なものである。マニュアル処理に関する個人情報については、公文書公開条例のなかで自己情報の開示及び訂正を請求する権利などを一定の範囲内で認めているが、これだけでは十分とはいえないものである。

マニュアル処理情報全般についても、個人情報保護制度の対象とし、収集・記録制限等の規制が及ぶようにすべきである。ここでいうマニュアル処理情報には、公文書の体裁はとらないが、公務に伴って作成されるメモ等も含めて考えられるべきである。

②実施機関の範囲に市議会が入っていない(第2条)が、個人情報保護制度のあり方としては、当然対象とされるべきものである。

---

### (3) 個人情報の取扱いに係る業務の登録・届出

---

条例案のなかに個人情報の取扱いに係る業務の登録や届出に関して全く規定されていないことは、電算処理の個人情報だけを対象とする本条例案の基本的な性格を反映したものと考えられる。マニュアル処理を含めた全般的な個人情報保護の制度化に向けては、実施機関が新たに個人情報の収集、保管を開始するとき、または廃止、変更をするときは、首長に届出るものとすることや、首長は届出事項について個人情報保護運営審議会に報告するとともに、公表するものとする旨を規定すべきである。

---

### (4) 収集及び記録の制限

---

①条例案では、具体的に思想、信条及び宗教に関する個人情報について、記録の制限が規定されており(第5条2項)、情報の種類による記録の規制のあり方としては、昨年7月に発表された「個人情報保護制度のあり方に関する提言」と比較して評価できる。

これに対し、収集については、一定の制限が設けられているが、情報の種類による収集の規制がされていない。個人の人格的利益を守るためには、収集と記録を一体として制限措置がとられるべきである。

②条例案では、個人情報を原則として当該個人から直接収集すべきであるという、直接収集

の原則が盛り込まれておらず、方法による規制をより厳格かつ明確にすべきである。その点で、直接収集を原則とする旨を規定すべきであるが、本人以外からの収集の場合には、事前にまたは事後に本人に通知する等を措置する旨を規定すべきである。

---

### (5) 目的外利用及び外部提供の制限

---

①条例案では、目的外利用(第7条)、外部提供(第8条)、他団体との電子計算機結合(第9条)を原則的に禁止しているが、各条の何れにおいても「公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ市民の権利を侵害するおそれがない場合」という適用除外の規定が設けられている。この表現は、目的外利用及び外部提供の制限を考えるうえで、極めて抽象的であるとともに、行政の裁量権に恣意性を持ち込むことになる危険性が大きいので、より具体的かつ明示的な表現に改められるべきである。

②目的外利用については、外部提供や他団体との電子計算機結合の場合と異なり、事前に審議会に諮問する必要がないとの考え方がとられているが、目的外利用の場合にもこのような区別をせず、審議会に諮問する旨の規定を設けるべきである。

③条例案には、実施機関が目的外利用及び外部提供をしようとするときに、その旨を公表すべきとする規定や、目的外利用及び外部提供を行った場合に、本人に通知することとする規定が入っていない。これらの規定は収集制限における本人通知の原則と同様に、自己情報コントロール権を実体化するうえで極めて重要なもの

であり、その意味で、目的外利用及び外部提供に関しても、原則として本人に通知する旨を規定すべきである。

---

#### (6) 維持管理に関する規制

---

条例案では、維持管理については、個人情報管理責任者を定める旨の規定が置かれていない（第6条）。維持管理の責任者は総括責任者を除き、個々の職場段階で実務を身近に管理するものでなければならない。その意味で、職場段階における個人情報管理責任者を定める旨を規定すべきである。

---

#### (7) 自己情報の開示請求権

---

①条例案では、自己情報の開示請求権（第12条）、訂正及び削除請求権（第13条）が規定されており、個人の人格的利益を保護し、市民の行政に対する信頼を確保するという観点から、原則的には評価できるものである。しかし、開示請求権を認めない旨の決定をする場合にのみ審議会へ諮問すべきことを義務づけて、訂正及び削除請求権については審議会の関与なしに実施機関の判断だけで請求を拒否できる旨が規定されている点は、制度の基本理念からして問題である。訂正及び削除請求について認めない場合にも、審議会への諮問を義務づける旨の規定を設けるべきである。

②自己情報の開示請求権に関する非開示事項の範囲は、できるだけ具体的に特定できるように規定すべきである。なお、自己情報の開示請求に関する非開示事項の範囲に該当する場合で

あっても、期間の経過により当該個人情報の記録の開示を拒む理由がなくなった場合には、その記録を開示する旨の規定を設けるべきである。

③条例案では、自己情報の取扱いについて、是正の申出をすることができることと規定している（第16条）が、「是正の申出」では自己情報の開示請求の背景となる自己情報コントロール権を全面的に認めることには結びついていない。個人情報の目的外利用や外部提供がある場合には、本人に当該目的外利用等の中止を請求する権利（中止請求権）を認めるべきである。

---

#### (8) 審議会の役割

---

①条例案では、審議会を置く旨が規定されている（第17条）が、市民参加の立場から個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るという基本姿勢が明確にされるべきである。その意味で、審議会の委員には、実施機関とは利害関係を持たない有識者及び市民代表によって構成される旨が明記されるべきである。なお、委員のうち市民代表については、公募制などによる工夫を凝らし、市民参加をより実質的なものとする必要がある。

②条例案では、開示請求、訂正及び削除請求が拒否された場合で、不服申立てがあったときは、それが不合法であるときや認容されるときを除き、審議会に諮問する旨が規定されているが、審議会は、開示請求などに対する処分不服申立てするための個人情報保護審査会（救済機関）とは異質のものである。その点で、実施機関が開示請求に対して行った処分に対する不服を申立てるための別個に独立した救済機関を

設ける旨を規定すべきである。

---

#### (9) 民間事業者に対する規制

---

①条例案では、委託業者に対する規制としては、実施機関が「当該個人情報を保護するために必要な措置」をとる必要がある旨が規定されている（第10条）が、これだけでは不十分であり、委託処理業務の範囲内で実施機関と同様の義務を負う旨を規定すべきである。

②条例案では、一般事業者への規制として、「市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある」ときに指導及び勧告ができ、「勧告に従わないときは、その事実を公表することができる」旨が規定されている（第22条）。しかし、事業者が電算処理する個人情報の取扱いや運用については、「重大な侵害」がある、あるいはありうる場合だけでなく、一般的に個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するため

の措置として、資料提出要請、立入調査などの具体的な措置を講ずる旨を明確に規定すべきである。

---

#### (10) 出資法人等に対する規制

---

条例案では、市が出資する法人等は、「個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を講じる」べき旨が規定されている（第21条）。しかし、出資法人等のなかには、財団法人・横浜市ホームヘルプ協会、社会福祉法人・横浜市リハビリテーション事業団などのように、極めて膨大な福祉保健分野の個人情報を有する法人があり、このような出資法人等については、個人情報に係る事務事業の内容が実施機関が行うものに準ずる場合などは、実施機関と同様の義務を負うものとすべきである。

以 上

# 横浜市の個人情報保護条例案に 対する意見書

横浜弁護士会

## 意見書の提出について

横浜市においては、横浜市電子計算機処理にかかる個人情報保護検討委員会が昭和63年7月に「横浜市における個人情報保護制度のありかたに関する提言」を発表し去る2月15日には、市議会に「横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例」（案）を提案されるに至っています。高度情報化社会と言われる今日、基本的人権であるプライバシーを守る上で、個人情報保護制度のあり方は極めて重要な問題であります。当会は、従来、情報公開制度とあわせて個人情報保護制度の調査研究をおこなってまいりましたが、昨年10月からは、人権擁護委員会の中に情報問題小委員会を設け、両制度と関連問題を総合的に調査研究すべく取り組んでおります。

今般、横浜市が上記条例案を提出されるに至り、これに対する意見を述べることによって、市議会における論議の参考に供し、よりよい個人情報保護制度策定のための一助としていただきたく、別紙のとおり意見書を提出する次第です。

## 意見書

### 1. 制度の対象になる個人情報

条例案はその名称からも明らかなように、電子計算機により処理する個人情報のみを対象にしているが、それ以外の、マニュアル処理にかかる個人情報についても総合的な個人情報保護制度を設ける必要がある。

マニュアル処理にかかる情報については、横浜市情報公開条例において一定範囲の開示及び訂正請求権が認められるが、これでは不十分である。

横浜市の保有する情報全体を対象とする情報公開制度及び個人情報保護制度を設けるべきであり、本条例案が電子計算機処理にかかる情報のみを対象としている点は改められるべきである。

### 2. 収集の制限



条例案は、個人情報の収集及び記録について一定の制限を設けている（5条）。

ただ、条例案では、個人情報は原則として本人から直接同意を得て収集すべきであるという、直接収集の原則が規定されていない。従って直接収集を原則とする旨及び例外として本人以外から収集する場合には、原則として本人への通知を要する旨の規定をおくべきである。

---

### 3. 利用等の制限

---

条例案は、目的外利用、外部提供及び電子計算機の結合を原則として禁じている（7ないし9条）が、どちらについても「公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ市民の権利を侵害するおそれがない場合」は認める、との規定をおいている。

この例外規定はあいまいで、きわめて広い範囲に解されるおそれがあるので、より具体的な表現に改められるべきである。

また、目的外利用の場合は、外部提供及び電子計算機の結合とは異なり、事前に審議会の意見を聞く必要はないとされているが、市民参加で制度を運用するという観点から、目的外利用の場合にも審議会の意見を聞くことを要件とすべきである。

---

### 4. 自己情報に関する権利

---

条例案は、自己情報の開示請求権及び訂正・削除請求権を規定している（12及び13条）。

このうち、開示請求については、これを認めない旨の決定をするときには審議会への諮問が義務付けられているのに対し、訂正・削除請求

については審議会の関与なしに請求を拒みうることとされているが、訂正・削除についても同様の手続的保障をすべきである。

また、利用制限の違反については、是正の申出の規定（16条）にとどまらず、中止を請求する権利を認めるべきである。

---

## 5. 横浜市個人情報保護審議会

---

横浜市個人情報保護審議会（17条、以下条例と同様に「審議会」という）については、個人情報保護制度の運営を市民の立場からチェックするという役割を明確にし、その意見を十分に尊重するものとすべきである。また、その委員には、実施機関とは利害関係のない人を選任する旨を明示すべきである。

なお、開示請求及び訂正・削除請求を拒まれた場合に不服申立てをすると審議会に諮問されることとされている（15条）が、審議会は広く条例の運用に関与する機関であり、ことに開示請求については決定前に関与することとされている。これをもって救済機関とするのは妥当ではない。別途に独立した第三者的機関を救済機関として設けるべきである。

---

## 6. 民間業者への規制

---

実施機関がその事務を外部に委託する場合は、実施機関と同様の責務を負うものとすべきである。条例案の受託業者に対する規制（10条）では不十分である。

また、条例案では、一般の民間の事業者については「市民の権利に重大な侵害を及ぼし、または及ぼすおそれがある」ときに指導及び勧告

ができ、勧告に従わないときはその事実を公表できる、としている(22条)。しかし、個人情報保護のためには、民間の業者の活動のあり方が重要であることからすれば、個人情報の取扱いにより基本的人権が侵害されるおそれのあるときは、「重大な侵害」の場合に限らず、資料提出要請、立入調査等より具体的な規制方法を規定すべきである。

できわめて重要な制度であるにもかかわらず、昨年7月に横浜市電子計算機処理にかかる個人情報保護検討委員会の答申が公表されたのみで、たたき台となるべき市当局の具体的な制度構想は一度も示されることのないままに条例案が示されるに至ったことは、市民の中での論議を尽くす上では、適切を欠くやり方であったと言わざるを得ない。条例案には、以上に指摘した他にも、情報公開制度との整合性など重要な問題点が多いので、その審議にあたっては慎重を期することを要望するものである。

---

## 7. 条例規定の手続きについて

---

最後に、この条例は今日の市民生活を守る上

以上

資料-3

1989年3月14日

横浜市議会企財総務分科会における  
「個人情報保護条例」案に係る質疑より

# 斉藤勁委員の質問と総務局長回答

---

## 1. はじめに

---

### ○斉藤(勁)委員

最初に145号議案の横浜市電算機処理等に係る個人情報保護条例の制定について何点か伺いたいと思います。

この条例案は議会で議論していますが、今後議会で出された意見あるいは市民から寄せられた意見、要望等、条例に盛り込めないものにつ

いては、規則によりそういう意見等を反映していくという基本的な考え方をとるのが当然だと思っています。そのことについて中身に入る前に総務局長に確認したいんですが。

### ○梅田総務局長

この個人情報保護条例につきましては、市民のプライバシーを保護するという一方で、現在の時代の中では重要な問題でございます。そういうような意味合いから、私どもはこの条例は基本的事項を網羅し、そして細部につきま

しては規則の方でもきちっと定めていきたいと、こう考えておりますが、まあ事前に勉強していただきましたように、今回の条例をご提案申し上げる前に約1年間にわたりまして多くの方々の入れました提言をいただき、そして約2,000人の市民アンケートを頂戴して、その意向も取り組んだつもりでございます。

今回の議案のご審査の中で、先生方からいただくご意見あるいはご要望あるいは市民サイドから頂戴するような内容につきましても、十分事務当局としましてはこれを肝に銘じながらその条例の運用に努めてまいりたいと、こういう考え方でございます。

---

## 2. 対象業務について

---

### ○齊藤（勤）委員

そういう意味では、提言から条例ということでも事務局を中心にした大変なご努力にももちろん敬意を表したいと思うんですが、これから横浜市の業務におきまして電算業務というもの非常に多岐にわたっていくだらうということで、出発に当たってやはりきちんと確認したい点について述べさせていただきたい。最初に、特別委員会でもいろいろ議論されているんですけども、昨年の公文書公開条例が先行していますから、今回の条例案では第1条で「電算機処理等に係る」と、電算業務に限定しているわけですね。

いわゆる手作業、マニュアル処理の業務については、必ずしも過日の公文書公開条例では市民の個人情報保護という点でパーフェクトではないといえるので、提言の中にも、電算機処理は当面急ぐべきだけれども、今後手作業についても検討すべきではないかということが盛り込

まれているんですね。

従いまして、これからの方向性として、今回は電算機処理が対象ですが、いわゆるマニュアル処理の部分については検討することを全く考えていないのか、公文書公開条例で十分だということなのかどうか、お聞きしたいと思います。

### ○梅田総務局長

現在、自治省が研究会を設置しております、マニュアル処理を含めまして検討しております。その結果が自治体にどのような方向で示されてくるかは、現段階では未知数でございますが、今後とも国の動向を見守っていききたいと、そう考えております。

### ○齊藤（勤）委員

確かに国の動向があると思うんですね。いずれにしろ国の法律は既に先行しておりますが、12月の本会議でも、私の方から横浜市としての独自性を踏まえた条例案を提案すべきであるということ指摘させてもらいました。後から民間事業者等に対する対策も盛り込まれたのですが、やはり基本的にはマニュアル処理というものも網羅するという立場で国の動向はあっても、あくまで横浜市の独自性を追求していただきたいと思うんですが、その点はいかがですか。

### ○梅田総務局長

私どもとしましては、昨年スタートしましたマニュアルの公文書につきましては、公文書公開条例が既に1年早くスタートしております。その中でもプライバシー保護の問題がきちっと規定をされております。

従いまして、現段階におきましては、この公文書公開条例と今回の電子計算機の個人情報保護条例、この2つを車の両輪のごとくにして、そして市民のプライバシー保護に当たっていききたいという考え方でございます。

先ほどちょっと自治省と申しましたのは、自治省の方でもいずれはそういうような両方を含めましてことをどうすべきかを今検討しておりますので、総合的な制度を自治省が作り上げられるかどうか未知数でございますけれども、その辺も踏まえながら、私どもは私どもなりに検討を進めていきたいと思っております。とりあえずはその2つの条例を活用していきたいということでございます。

---

### 3. 収集及び記録制限について

---

#### ○斉藤（勤）委員

当然活用していくと思うんですけども、ただ今局長からも検討していくということですから、その中でぜひともマニュアル処理についても積極的に検討を加えていただきたい。具体的には、事務局でも十分ご承知と思いますが、例えば収集や記録の制限は、公文書公開条例の中にはないわけですから、具体的な点で検討を加えていただきたいということを第1条に関しては指摘したいと思えます。

今申しました第5条の収集及び記録の制限については、収集と記録を一体として制限すべきではないかということがまず一つあります。あくまでも情報というのは個人本人から直接収集するという原則は明確にすべきではないかと思うので、その点については本人収集というのはあくまでも当然のことだから条例化しなかったということかどうか伺いたいと思うんです。

#### ○梅田総務局長

そういう考え方でつくりました。我々といったしましては、当然に法令、その他公益上必要のある場合、そういうようなことの規定はもろんでありますが、原則としてこれは本人から収

集すると、こういうような基本的立場をとっております。

---

### 4. 目的外利用及び外部提供について

---

#### ○斉藤（勤）委員

次に第7条の利用の制限です。第8条ともずっと関連していくんですけども、目的外利用のことで。行政が個人情報を収集した場合、目的外で使うということは原則としてあり得ないと思うんですけども、第7条の(2)に書いてあります「公益または市民の福祉増進のために必要で」という表現が目的外利用の中にまず入っている。

それから外部提供についても、「公益または市民の福祉増進のために必要で」ということで入ってくるんですが、(1)の「法令に定めがある場合」というのは、明記されるわけですけども、(2)の「公益または」以下云々というのは非常にあいまいでこの辺は少し具体的に整理される必要があるのではないかと思いますし、現在この目的外利用についてどのような例があるのか、その点をまず伺いたいと思えます。

#### ○梅田総務局長

法令に定めがある場合の具体的なケースといたしましては、例えば市営住宅の入居者の資格を審査する場合、所得の確認がございます。それから児童手当の支給に関する課税台帳の確認、あるいはひとり暮らし老人に安心電話を設置する場合、これは市民税の納付額に応じて補助額が変わってきます。

そういうような意味合いで、それぞれの部局において行います事務事業に、それぞれごとがデータを収集するのではなく、横浜市内部でこういう福利厚生のため、あるいは公益上必要あ

るためには、お互いにこう利用していると、そういうことでございます。

それから、こういうような内容を規則の方できちっと決めるかどうかということにつきましては、規則ではなくてマニュアルをつくって手引きによって職員の研修その他遺漏のないよう図っていきたいと考えております。

---

## 5. 本人通知について

---

### ○斉藤（勁）委員

ただいまの7条、8条に関係して、条例上では事前事後も含めて本人への通知というのは確かなかったのではないかと思うのですが。それから、きちんと個人情報について把握していくという立場に立って、目的外利用あるいは外部提供を含めて審議会へ報告すべき事項になっていると思うんですが、事前承認、審議会、事前事後も含めた本人への通知についての検討の内容や考え方についてお聞かせください。

### ○梅田総務局長

本人に通知をすべきかどうかということでございますが、適法公正な手段で収集した内容、それを明記しておりますので、あえて通知まではいかがかなと思っております。そのかわり、それにかえて審議会できちっとしたお諮りをするということになってございます。

---

## 6. 訂正請求権・中止請求権について

---

### ○斉藤（勁）委員

ここでは、他都市と比較してというのは余り言いたくないんですが、少なくとも幾つか最近制定された各都市の条例との関係で言いますと、

目的外利用あるいは外部提供についても、非常にきちんとしている。審議会等につきましても、事前承認ということ明記しているのが大体通例なので、私としては審議会の事前承認と目的外利用あるいは外部提供についても、ちょっとここで意見を申し上げておきたいと思っています。

なお、問題は、市民が目的外利用された、あるいは外部提供されたということで、わかった段階でその業務について中止請求ができる権利、いわゆる中止請求権についての検討、あるいはこれから条例外で網羅していくということであるのかについてお聞かせください。

### ○梅田総務局長

この中止請求権の件でございますが、やはり我々といたしましても、いろいろと委員会の中でご議論いただいた法律専門家の意見でも、現行の行政訴訟制度では権利として認めるには無理があるという結論でございました。

そういうような意味合いで、この中止請求権にかわるべく厳格な手続で違法、不当な扱いにならないように配慮をしているところでございます。その中には実質的には是正の申し出という規定で対応できるようにしたわけでございます。これは本市の独特の制度でございます。

### ○斉藤（勁）委員

そこで、是正の申し出との関連でお聞きしたいんですが、12条では開示の請求、そして13条では訂正及び削除の請求というものが、12条5項に「第8条第2項の規定は、実施機関が第2項第3号の規定により、個人情報の開示をしない旨の決定をする場合について準用する」と実は規定されておりますけれども、8条2項というのは外部提供するときはあらかじめ審議会の意見を聞かなければならないということですね。一方、13条では、訂正及び削除の

請求で認めないときには、12条5項のような項目がないということになりますと、先ほどの中止請求権との係わり合いで是正の申し出ができるということをずっと類推しましても、開示請求で認めない場合は審議会、訂正及び削除の方については申し出をして認めない場合でも審議会のかかわり合いがないということになっているようですが、この考え方についてはどう説明されるのでしょうか。

○梅田総務局長

田口理事からお答えいたします。

○田口理事

訂正削除につきましては、その内容が出た場合には速やかにそれを削除するというのが前提でございます。

○斉藤（勤）委員

そうすると、今私が質問したようなことではないということでしょうか。訂正及び削除の受け付をするということはそういうことですから、認めないことはない、窓口段階で判断するということですか。

○田口理事

本人から間違っているという指摘でございますので、それについては審査して明らかに間違っていれば、当然訂正することになります。

○斉藤（勤）委員

だから、13条には「誤りがあると認めるときは」ということでずっと書いてあるわけですよ。認めないときもあるのではないかということでは言っている。開示請求について認めないときは審議会ということが書いてあるんです。そういう意味で言っているのであり、全部認めるというならば認めるということでは構わない。

○田口理事

誤りであるかどうかという判断でございますが、これはもう非常に客観的と申しますが、だ

れが見ても主観で判断ができない問題では非常に明白に内容を決定できるわけでございます。そういう意味で、前の開示請求をしない場合とはちょっと状況が違うと思います。

---

## 7. 審議会の構成について

---

○斉藤（勤）委員

それでは、私の方では、訂正及び削除の請求についてもそういう点が予測されるのではないかとこの指摘にとどめさせていただきたいと思っております。

次に、17条の審議会のメンバーについては特別委員会にも出されておりましたし、答弁があるんですが、改めて市民代表の審議会への参画の仕方というのは、どう具体的に考えられているのか。あるいは、10人のメンバーの構成内容を含めまして。

○梅田総務局長

市民代表につきましては、今回のこの審議会委員を10名以内とありますので各界各層それぞれのジャンルの中からもいろいろ選ぶことになると思います。当然市民代表というそういう分野の中から適正で公正な人を選ばれるように、また我々も努めたいというふうに思います。

○斉藤（勤）委員

ちょっと私の聞き方も悪かったのですが、言ってみれば、大体こういう審議会というのは諸団体の代表とかが出ているのが一般的ではないかということで、公募をして1人なり2人を普通の市民から入れるという検討はしていないのかということですか。

○田口理事

やはりこれは市民の代表という資格で参加していただくわけですから、何となくと言ったら

ちょっと言い方悪いかもしれませんが、ぼっと出てくる市民じゃなくて、やはりそれなりの実績を持った方、ふさわしい方というふうに考えていきたいと思っております。

---

## 8. 苦情処理機関について

---

### ○斉藤（勁）委員

検討委員会でも多分討議されたと思うんですが、審議会では苦情処理も含めて一括して扱うという説明だと思うんです。審議会と苦情処理機関というのはどうもなじまないのではないかと考えています。

強いて言えば、これは多分そういうふうに質問しても含めますという返事しか返ってこないと思いますので、審議会の中に苦情処理を担当する分科会を作ることなど、専門的に考えられてもいいのではないかと、実は私なりに検討してみたんですが、この辺いかがでしょうか。

### ○梅田総務局長

審議会の中でこの苦情処理、救済機関の仕事をさせていただくという考え方の基本になっておりますのは、やはり私どもといたしましては、先進都市へ、例えば川崎もそうでございますが、よその都市でこういうようなケースが今日までどのくらい発生したかということもちょっと調べさせていただきました。年間1、2件という状況でございますが、救済機関と審議会を2つつくって、それぞれごとに立派な学識経験者初め委員さんを置くことが果していいかどうか、屋上屋になっていけない、こんなような気持ちで一つの機関でやらさせていただくことにさせていただきます。

---

## 9. 出資法人等の責務について

---

### ○斉藤（勁）委員

今申しましたのは、私の質問の前段でどれだけの件数かということも言いましたので、今後実態の推移によっては検討していただくということで、意見として申し上げさせていただきます。

21条の出資法人等の責務ですが、過日の研究会で資料をいただきまして、横浜市が出資します法人等の電算業務についてのリストも見させていただきました。条例の表現に「当該個人情報情報の適正な取り扱いに関し必要な措置を構じるよう努めなければならない」ということで、余り強制的な要素が入っていないのではないかと思いますので、例えば準じるとするとか、あるいは出資法人に対して、本市として指導していくということは、今後の電算業務の中で十分考えられるのではないかと思います。この考え方についてはどうでしょうか。

### ○梅田総務局長

本市が出資もしくは補助あるいは役員を送り込んでいる公共的な色彩の強い外郭団体等につきましては、本市の考え方と同様に準じてやらしていきたいと思っております。そういうためのガイドラインをつくりまして指導していきます。

---

## 10. 民間規制について

---

### ○斉藤（勁）委員

ぜひその点についてお願いしたいと思います。

22条の一般事業者の規制ですけれども、横浜市段階での事業者への指導勧告というのが、現在の企業活動の中で効果が上がるのかどうか

というのは大変難しい点があると思うんですね。

日本全体とか神奈川全体とか大きくくくっていくということが本来ならばこれに効果あらしめる場所だと思うし、そういう状況が確かにあるんですが、22条の表現で「指導及び勧告をすることができる」ということが規定されています。もし、市民から苦情があったときは立入調査等もできるんだということはどうなんだろう。もし、そういうことが指導及び勧告の中に含まれているということであれば、そういうようにお答えいただきたいと思ひますし、資料の提出とか立入調査なんかについてはこれから別に検討していきますということなのか、お聞かせください。

#### ○梅田総務局長

齊藤先生行われるとおりでございまして、指導の中には資料の提出あるいは場合によっては立入調査も含むと、こう解釈しております。

---

### 11. 事務委託について

#### ○齊藤（勁）委員

大変長くなって申しわけないんですが、先に戻りまして、10条の事務の委託ですね。本市で電子計算機によって処理する事務で委託している業務は多々あるわけですが、もう少し委託業者に対しては強くすべきではないか。委託業者は地方自治体の機関と同様な情報を扱うわけですね。ですから、同様の責務を負うんだという立場で、委託業者に対する対応というのはとるべきではないかと思ひますが、その点についての考え方をお聞かせ下さい。

#### ○梅田総務局長

この事務の委託でございまして、当然業者というものは契約書で守秘義務、目的外使用の禁

止ということは、まずその保護事項を契約書にまず明記をいたします。そしてその守秘義務なり目的外、そういうようなことがあった場合には、制裁規定として契約解除なり当然損害賠償ということになろうかと思ひますが、その前提となりますのが、先ほど申しました市民という中に、これは自然人と法人両方入りますので、この事業者も当然業者という立場でいわゆる市民の責任義務もまず前提にあるわけでございまして。その上、なおかつ契約という綱領の中で、契約事項の中で縛られると、こういうことで厳格な扱いをしてまいりたいと思ひております。

---

### 12. 処理状況の公表について

#### ○齊藤（勁）委員

一応一通り終わったと思うんですが、最後に第19条の処理状況の中に議会への公表というのが表現としては書かれておりませんが、この公表というのは議会への報告も含むということの理解でよろしいですね。冒頭申しましたこれからより条例を効果あらしめるという点なんかで規則を制定していくと、それからまた条例が制定されて市民に周知していくということについて、広く理解してもらおうということで努力していただきたいということを言ひまして、このことについての質問は終わりたいと思ひます。

#### ○梅田総務局長

この処理状況の公表ですが、いろいろ市民に公にする前には、当然議会の方にもご報告することになろうかと存じます。

（本稿は、横浜市議会企財総務分科会における日本社会党齊藤勁議員の個人情報保護条例案に係る質疑を編集収録し、見出しをつけたものです。文責は編集者にあります。）



# 横浜市電子計算機処理等に係る 個人情報保護条例

## (目的)

第1条 この条例は、横浜市が電子計算機により処理する市民の個人情報の保護を図るために必要な事項等を定めることにより、市民の基本的な人権の擁護及び市政の適正な運営に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 与えられた一連の処理手続に従い、事務を自動的に処理する電子的機器及びその周辺機器で構成される集合体をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (3) 実施機関 市長、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

## (実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、電子計算機により処理する個人情報の取扱い等について、必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報保護の重要性に対する認識を深めるため、職員に対し教育及び研修の実施その他必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、個人情報保護の理解と認識を深めるため、市民及び事業者に対し啓発普及活動を行わなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、個人情報保護の重要性を認識し、実施機関の行う個人情報保護に関する施策に協力しなければならない。

## (収集及び記録の制限)

第5条 実施機関は、個人情報の収集に当たっては、適法かつ公正な手段により行うとともに、その所掌する事務の目的達成に必要な範囲内で行わなければならない。

2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報を、電子計算機に記録してはならない。

3 実施機関は、基本的な人権を侵害するおそれのある個人情報を電子計算機に記録する場合は、あらかじめ、横浜市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

## (適正な維持管理)

第6条 実施機関は、電子計算機により処理する個人情報を、正確かつ最新の状態で保持す

るよう努めなければならない。

- 2 実施機関は、電子計算機により処理する個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、必要な措置を講じなければならない。
- 3 実施機関は、電子計算機に記録した個人情報で記録しておく必要がなくなったものについては、速やかに、消去する等適切な措置を講じなければならない。

#### (利用の制限)

第7条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、電子計算機により処理する個人情報をその保有目的以外に利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。

- (1) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めがある場合
  - (2) 公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合
- 2 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を目的外利用した場合は、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならない。

#### (提供の制限)

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、電子計算機により処理する個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- (1) 法令に定めがある場合
  - (2) 公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合
- 2 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を外部提供する場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

#### (電子計算機結合の禁止)

第9条 実施機関は、電子計算機による個人情

報の処理について、実施機関以外のものと通信回線により電子計算機の結合をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令に定めがある場合
- (2) 公益又は市民の福祉増進のため必要で、かつ、市民の権利を侵害するおそれがない場合

- 2 前条第2項の規定は、実施機関が前項第2号の規定により電子計算機の結合をする場合について準用する。

#### (事務の委託)

第10条 実施機関は、電子計算機により処理する事務で個人情報が含まれているもの（以下「個人情報を含む電算事務」という。）を実施機関以外のものに委託する場合は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を含む電算事務を新たに実施機関以外のものに委託する場合は、あらかじめ、委託の内容、条件等について審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 実施機関から個人情報を含む電算事務を受託しているもの又はしていたもの（以下「受託者」という。）は、当該事務に関して知り得た事項を他に漏らしてはならない。
- 4 市長は、受託者が前項に規定する義務に違反していると認めるときは、受託者に対しその是正又は中止を指導し、又は勧告することができる。
- 5 市長は、受託者が前項に規定する勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

#### (システムの設置等)

第11条 実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するシステムを設置する場合は、

あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 実施機関は、電子計算機により個人情報を処理するシステムを廃止し、又は、変更した場合は、速やかに、審議会に報告しなければならない。

#### (開示の請求)

第12条 実施機関の電子計算機に自己に関する情報が記録されている個人は、実施機関に対し当該個人情報の開示を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による請求に係る個人情報が、次のいずれかに該当するものであるときは、当該個人情報の開示をしないことができる。
  - (1) 法令の規定により、開示することができないとされているもの。
  - (2) 個人の評価、判定、診断、指導、選考等に関するもので、本人に開示しないことが正当と認められるもの。
  - (3) 開示することにより、実施機関の公正又は適切な事務執行を妨げるおそれがあると認められるもの。
- 3 実施機関は、第1項の規定による請求を受理したときは、受理した日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報を開示する旨又は開示しない旨を決定し、その内容を当該請求を行った者に書面により通知しなければならない。この場合において、当該決定が開示しない旨のものであるときは、その理由を当該書面に付記しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、延長の理由及び決定できる時期を、速やかに、

書面により当該請求を行った者に通知しなければならない。

- 5 第8条第2項の規定は、実施機関が第2項第3号の規定により個人情報の開示をしない旨の決定をする場合について準用する。

#### (訂正及び削除の請求)

第13条 実施機関の電子計算機に自己に関する情報が記録されている個人は、当該個人情報について誤りがあると認めるときは、実施機関に対しその訂正及び削除を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による請求があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該個人情報を訂正し、若しくは削除する旨又は訂正し、若しくは削除しない旨を決定しなければならない。
- 3 実施機関は、前項の規定により個人情報を訂正し、又は削除する旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正又は削除をしなければならない。
- 4 実施機関は、前2項の結果を、書面により当該請求を行った者に通知しなければならない。この場合において、当該結果が訂正し、又は削除しない旨のものであるときは、その理由を当該書面に付記しなければならない。

#### (他の法令との調整)

第14条 前2条の規定は、他の法令に個人情報の開示又は訂正若しくは削除に関する規定があるときは、適用しない。

#### (不服申立てがあった場合の手続き)

第15条 第12条及び第13条の規定による請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る処分庁又は審査庁は、当該不服申立てが不適法であるとき、又は不服申立てを認容するときを除き、

遅滞なく、審議会に諮問し、その答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定又は裁決を行うものとする。

#### (是正の申出)

第16条 市民は、実施機関が電子計算機により処理する自己に関する個人情報の取扱いについて、法令に違反し、又は不当な取扱いをしていると認めるときは、当該実施機関に対しその是正の申出をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定による是正の申出があったときは、速やかに、その内容を調査し、当該申出に正当な理由があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。

#### (審議会)

第17条 電子計算機により処理する個人情報を保護し、この条例の適正な運営を図るため、審議会を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うほか、電子計算機により処理する個人情報の保護に関する重要事項について、実施機関の諮問に応じ審議する。

3 審議会は、電子計算機により処理する個人情報を保護するため、電子計算機の管理運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が任命する委員10人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (個人情報目録の作成及び閲覧)

第18条 実施機関は、実施機関が保有している電子計算機により処理する個人情報に関する目録を作成し、市民の閲覧に供しなければならない。

#### (処理状況の公表)

第19条 市民は、毎年1回各実施機関の電子計算機による個人情報の処理状況についてとりまとめ、公表するものとする。

#### (市長の助言等)

第20条 市長は、市長以外の実施機関に対し電子計算機により処理する個人情報の保護について、助言し、又は報告を求めることができる。

#### (出資法人等の責務)

第21条 市が出資する法人等は、電子計算機により個人情報を処理する場合は、個人情報保護の重要性を認識し、当該個人情報の適正な取扱いに関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (事業者への指導、勧告等)

第22条 市長は、事業者が電子計算機により処理する個人情報の取扱いについて、市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、個人情報の保護に関する指導及び勧告をすることができる。

2 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。

#### (委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施期間が定める。

#### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

号外第19

# 横 浜 市 報

発行日

5 日  
15 日  
25 日

発行所

横浜市中区港町1丁目1番地  
横 浜 市 役 所

## 目 次

### 【規 則】

- △横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護  
条例の施行期日を定める規則 …………… 1
- △市長が管理する電子計算機処理等に係る個人  
情報の保護に関する規則 …………… 1
- △横浜市個人情報保護審議会規則 ……………16
- △横浜市政務分掌規則の一部を改正する規則 ……16

### 【 達 】

- △横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理  
規程 ……………16

### 【水道局】

- △横浜市水道事業管理者が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程 ……41

### 【交通局】

- △横浜市交通事業管理者が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程 ……54

### 【教育委員会】

- △横浜市教育委員会が管理する電子計算機処理  
等に係る個人情報の保護に関する規則 ……………67

### 【人事委員会】

- △横浜市人事委員会が管理する電子計算機処理  
等に係る個人情報の保護に関する規則 ……………80

### 【監査委員】

- △横浜市監査委員が管理する電子計算機処理等  
に係る個人情報の保護に関する規程 ……………93
- △横浜市代表監査委員規程の一部改正 …………… 106

### 【農業委員会】

- △横浜市中部農業委員会が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程  
(中 部) … 106
- △横浜市南部農業委員会が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程  
(南 部) … 120
- △横浜市西部農業委員会が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程  
(西 部) … 133
- △横浜市北部農業委員会が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護に関する規程  
(北 部) … 146

### 【固定資産評価審査委員会】

- △横浜市固定資産評価審査委員会が管理する電  
子計算機処理等に係る個人情報の保護に関す  
る規程 …………… 159

## 規 則

横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条  
例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成元年 6 月30日

横浜市長 細 郷 道 一

### 横浜市規則第69号

横浜市電子計算機処理等に係る個人情  
報保護条例の施行期日を定める規則

横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条  
例(平成元年3月横浜市条例第13号)は、平成元  
年7月1日から施行する。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市長が管理する電子計算機処理等に係る個人情  
報の保護に関する規則をここに公布する。

平成元年 6 月30日

横浜市長 細 郷 道 一

### 横浜市規則第70号

市長が管理する電子計算機処理等に係  
る個人情報の保護に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、市長が管理する電子計算機  
処理等に係る個人情報の保護について、横浜市  
電子計算機処理等に係る個人情報保護条例(平  
成元年3月横浜市条例第13号。以下「条例」と  
いう。)の施行に関し必要な事項を定めるもの  
とする。

### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の  
例による。

(勸告に従わない受託者の公表)

第3条 条例第10条第5項の規定による受託者が

勧告に従わない場合の公表は、横浜市報に掲載して行うものとする。

(開示の請求)

第4条 条例第12条第1項の規定により個人情報の開示を請求しようとする者は、本人であることを証するものを提示し、個人情報開示請求書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(開示等の通知)

第5条 条例第12条第3項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 開示する旨を決定した場合 個人情報開示決定通知書(第2号様式)
- (2) 一部開示する旨を決定した場合 個人情報一部開示決定通知書(第3号様式)
- (3) 開示しない旨を決定した場合 個人情報非開示決定通知書(第4号様式)

2 条例第12条第4項の規定による通知は、個人情報(開示、訂正・削除)決定期間延長通知書(第5号様式)により行うものとする。

(訂正及び削除の請求)

第6条 条例第13条第1項の規定により個人情報の訂正及び削除を請求しようとする者は、本人であることを証するものを提示し、個人情報訂正・削除請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(訂正及び削除の決定)

第7条 条例第13条第2項の規定による決定は、請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内に行うものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により訂正及び削除の決定期間を延長したときは、個人情報(開示、訂正・削除)決定期間延長通知書により当該請求者に通知するものとする。

(訂正及び削除の通知)

第8条 条例第13条第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 訂正及び削除をする旨を決定し、訂正及び削除を行った場合 個人情報訂正・削除通知書(第7号様式)

- (2) 一部訂正及び一部削除をする旨を決定し、一部訂正及び一部削除を行った場合 個人情報一部訂正・削除通知書(第8号様式)

- (3) 訂正及び削除をしない旨を決定した場合 個人情報訂正・削除不承認通知書(第9号様式)

(是正の申出)

第9条 条例第16条第1項の規定により、個人情報の取扱いについては是正の申出をしようとする者は、個人情報は正申出書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(是正等の通知)

第10条 条例第16条第2項の規定による調査の結果及びそれに基づき講じた措置は、個人情報は正申出回答書(第11号様式)により当該申出をした者に通知するものとする。

(個人情報目録)

第11条 条例第18条の規定による目録は、電算処理に係る個人情報目録(第12号様式)とする。

(処理状況の公表)

第12条 条例第19条の規定による個人情報の処理状況の公表は、横浜市報に掲載して行うものとする。

(事業者に対する調査)

第13条 条例第22条第1項に規定する市民の権利に重大な侵害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることの認定は、事業者に対し、事実関係についての報告若しくは関係資料の提出を求め、又は質問をすることにより行うものとする。

(事業者への勧告)

第14条 条例第22条第1項の規定による事業者への勧告は、是正勧告書(第13号様式)により行うものとする。

(勧告に従わない事業者の公表)

第15条 条例第22条第2項の規定による事業者が勧告に従わない場合の公表は、横浜市報に掲載して行うものとする。

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

横浜市個人情報保護審議会規則をここに公布する。

平成元年 6 月30日

横浜市長 細 郷 道 一

横浜市規則第71号

横浜市個人情報保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市電子計算機処理等に係る個人情報保護条例(平成元年3月横浜市条例第13号)第17条第7項の規定に基づき、横浜市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、その会議に委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成元年7月1日から施行する。

<資料7>

達

達第20号

横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程を次のように定める。

平成元年 6 月30日

横浜市長 細 郷 道 一

横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程

横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程(昭和55年1月達第2号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 データ保護管理組織(第3条—第12条)
- 第3章 データ等の管理(第13条—第19条)
- 第4章 機械、施設等の管理(第20条—第24条)
- 第5章 外部委託(第25条—第29条)
- 第6章 データの利用及び提供等(第30条—第34条)
- 第7章 補則(第35条—第37条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、横浜市電子計算機処理等に

係る個人情報保護条例（平成元年3月横浜市条例第13号。以下「条例」という。）及び市長が管理する電子計算機処理等に係る個人情報の保護に関する規則（平成元年6月横浜市規則第70号）に定めるもののほか、横浜市における電子計算機処理に係るデータの取扱い及び電子計算機処理に当たって措置すべき事項を定めることにより、データの的確な保護及び管理を図るとともに、行政の適正な運営と信頼性を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子計算機 条例第2条第1号に規定する電子計算機をいう。
- (2) 個人情報 条例第2条第2号に規定する個人情報をいう。
- (3) データ 電子計算機処理に係る入出力帳票又はパンチカード、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体に記録されているものをいう。
- (4) ファイル データ又はプログラムを記録したフロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスクその他の媒体をいう。
- (5) 主要ファイル ファイルのうち、第16条の規定により指定された物をいう。
- (6) ドキュメント システムフローチャート、入出力帳票設計書、ファイル設計書、プログラム説明書、プログラムフローチャート、プログラムリスト、コードブック及び操作手順書をいう。
- (7) 業務主管課 電子計算機処理に係る業務を主管する課（これに準ずる事務所・事業所を含む。）をいう。
- (8) 業務主管局 業務主管課の属する局（区を含む。）をいう。
- (9) 外部委託 業務の全部又は一部の電子計算機処理を横浜市以外の者に委託することをいう。
- (10) 委託業務主管課 業務主管課のうち外部委託する課（これに準ずる事務所・事業所を含む。）をいう。
- (11) 電子計算機設置課 電子計算機を設置する

課（これに準ずる事務所・事業所を含む。）をいう。

- (12) 端末機設置課 端末機を設置する課（これに準ずる事務所・事業所を含む。）をいう。

第2章 データ保護管理組織

（データ保護管理者の設置）

第3条 データ保護に関する総合的な管理を行うため、データ保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置く。

- 2 保護管理者は、総務局長をもって充てる。

（データ保護責任者の設置）

第4条 データの的確な保護及び管理を図るため、データ保護責任者（以下「保護責任者」という。）を置く。

- 2 保護責任者は、業務主管課、委託業務主管課、電子計算機設置課及び端末機設置課の長をもって充てる。

（データ保護連絡調整会議の設置）

第5条 データの的確な保護及び管理を推進するため、データ保護連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第6条 調整会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) データの的確な保護及び管理に関し総合的な調整を要する事項
- (2) 電子計算機の管理運営に係る基本的事項
- (3) 第19条第3項の規定により付議された事項
- (4) その他データ保護に関し保護管理者が必要と認める事項

（組織）

第7条 調整会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保護管理者
- (2) 総務局事務管理部長
- (3) 保護責任者のうちから保護管理者が指名する者
- (4) その他保護管理者が指名する者

- 2 保護管理者は、前項に掲げる者のほか、条例第2条第3号に規定する市長以外の実施機関と協議の上、当該実施機関に属する者を調整会議に加えることができる。

（会長）

第8条 調整会議に、会長を置く。



2 会長は、保護管理者をもって充てる。

(会議)

第9条 調整会議の会議は、必要に応じ会長が招集する。

(関係職員の出席等)

第10条 会長は、必要と認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(関係部局に対する指示等)

第11条 保護管理者は、調整会議の結果を踏まえ、関係部局の長に対し指示し、若しくは指導し、又は条例第2条第3号に規定する市長以外の実施機関に対し必要な措置を要請することができる。

(庶務)

第12条 調整会議の庶務は、総務局事務管理部行政管理課において処理する。

### 第3章 データ等の管理

(入出力帳票等の管理)

第13条 保護責任者は、入出力帳票、パンチカード、ファイル及びドキュメントの取扱いについて適正な方法を定め、的確な管理を図らなければならない。

(入出力データの管理)

第14条 保護責任者は、次の各号について、その取扱いを適正に行うとともに、必要な事項を記録しなければならない。

(1) 入出力帳票及び入出力データを記録した媒体の授受及び保管

(2) 電子計算機処理の過程において不要となった出力帳票及びデータの廃棄、消去等の処分

2 保護責任者は、データの記録が不要となったときは、当該データを速やかに消去する等適切な措置を講じなければならない。

(システムの設置等)

第15条 業務を新たに電子計算機により処理しようとするときは、当該業務主管局の長は、あらかじめ、電算処理業務開始届(第1号様式)により、保護管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出が電子計算機により個人情報を処理しようとするものであるときは、保護管理者は、条例第5条第3項又は第11条第1項の規定により横浜市個人情報保護審議会(以下「審議

会」という。)の意見を聴かなければならない旨当該業務主管局の長を指導するものとし、当該業務主管局の長は、審議会の意見を尊重しなければならない。

3 電子計算機により処理する業務を廃止し、又は変更した場合は、当該業務主管局の長は、電算処理業務廃止・変更届出書(第2号様式)により、速やかに、保護管理者に届け出なければならない。

4 前項の届出が電子計算機により個人情報を処理するものであるときは、保護管理者は、条例第11条第2項の規定により、速やかに、審議会に届け出るよう当該業務主管局の長を指導するものとする。

(主要ファイルの指定)

第16条 保護管理者は、前条第1項及び第3項の規定による届出を受けたときは、当該業務処理に係る基本的事項を収録するファイルを、次の各号に掲げる基準に基づき、主要ファイルとして指定する。

(1) 個人情報に係るデータを収録するファイル

(2) 横浜市職員以外の者に知られることを適当としないデータを収録するファイル

(3) 法令の規定により守秘を要することとされているデータを収録するファイル

(4) 漏えいした場合、行政の円滑な執行を妨げるおそれのあるデータを収録するファイル

(5) 滅失し、又はき損した場合、その復元が著しく困難であると認められるデータを収録するファイル

2 保護管理者は、前項の規定により主要ファイルとして指定したときは、主要ファイル指定通知書(第3号様式)により、その旨を当該業務主管局の長に通知しなければならない。

(主要ファイルの管理)

第17条 保護責任者は、主要ファイルの管理については、防災保管庫等に保管するとともに、必要に応じ複製し、別施設へ保管する等の安全措置を講ずるものとする。

2 保護責任者は、主要ファイルの取扱いを適正に行うとともに、その授受、保管、複写及び廃棄について必要な事項を記録しなければならない。

3 業務主管局の長は、主要ファイルを廃棄した

ときは、主要ファイル廃棄通知書（第4号様式）により、その旨を保護管理者に通知しなければならない。

（プログラムファイルへの準用）

第18条 前条の規定は、プログラムファイルのうち、保護責任者が重要と認めて指定したものについて準用する。

（調査）

第19条 保護管理者は、データの的確な管理を図るため、必要に応じデータの管理状況について調査を行うものとする。

2 保護管理者は、調査により摘出した事項について、保護責任者に対し、その改善を指示し、又は指導する。

3 前項の場合において、保護管理者が必要と認める事項については、調整会議の審議を経るものとする。

#### 第4章 機械、施設等の管理

（電子計算機の操作の管理）

第20条 電子計算機の操作は、電子計算機設置課の保護責任者が定める稼働計画に基づき、その指示又は承認を受けた者が行うものとする。

2 電子計算機設置課の保護責任者は、電子計算機の稼働実績を記録するものとする。

（入退室の管理）

第21条 電子計算機設置課の保護責任者は、電子計算機及びデータの破壊、盗難等の事故を防止するため、当該所属職員以外の者の電子計算機室及びファイル保管施設への立入りについて、的確な措置を講じなければならない。

（端末機の操作の管理）

第22条 端末機設置課の保護責任者は、端末機及びデータの破壊、盗難等の事故を防止するため、的確な措置を講じなければならない。

2 端末機の操作は、端末機設置課の保護責任者の指示又は承認を受けた者が行わなければならない。

3 端末機設置課の保護責任者は、端末機の使用状況を把握するため、その記録をする等必要な措置を講じなければならない。

（保安措置）

第23条 電子計算機設置課及び端末機設置課の保護責任者は、火災その他の災害及び盗難に備えて、電子計算機室並びに入出力帳票、パンチカ

ード、ファイル及びドキュメント保管施設（以下「データ保管施設」という。）に、必要に応じ保安措置を講ずるよう努めなければならない。

（事故発生時の措置）

第24条 電子計算機設置課及び端末機設置課の保護責任者は、電子計算機室、データ保管施設及びデータに関し、事故発生時の対策を定めるとともに、その内容を当該所属職員に周知徹底させなければならない。

2 電子計算機設置課及び端末機設置課の保護責任者は、事故が発生した場合は、速やかに、復旧のため必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、被害状況等を調査し、保護管理者に報告しなければならない。ただし、軽易な事故については、報告を要しない。

3 外部委託に係るデータ、受託者の電子計算機室又はデータ保管施設に事故が発生した場合は、委託業務主管課の保護責任者は、前項の規定に準じて措置するものとする。

#### 第5章 外部委託

（委託を受けようとする者の管理体制等の調査）

第25条 外部委託をしようとするときは、当該業務主管課の長は、あらかじめ、委託を受けようとする者におけるデータ保護に関する管理体制等について調査するものとする。

（外部委託に伴う協議）

第26条 外部委託をしようとするときは、当該業務主管局の長は、委託する事務の内容、理由及びデータ保護に関する事項等について、電算処理に係る業務委託協議書（第5号様式）により、あらかじめ、保護管理者と協議しなければならない。

2 前項の協議に当たっては、当該業務主管局の長は、前条に規定する調査の結果を提出しなければならない。

3 外部委託する事務の内容が個人情報を含むものであるときは、保護管理者及び業務主管局の長は、同項の協議において、条例第10条第2項の規定による審議会の意見を尊重しなければならない。

4 第1項の規定による協議が整ったときは、保護管理者は、電算処理に係る業務委託協議結果通知書（第6号様式）により、当該業務主管局

の長へ通知しなければならない。

(委託契約書への記載事項)

第27条 外部委託に係る契約書(以下「委託契約書」という。)には、データ保護に関し、次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) データの秘密保持に関する事項
- (2) 再委託の禁止又は制限に関する事項
- (3) データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (4) データの複製及び複製の禁止に関する事項
- (5) 事故発生時における報告に関する事項
- (6) データの管理状況の検査に関する事項
- (7) データの受払い及び搬送に関する事項
- (8) 受託者におけるデータの保管に関する事項
- (9) データの返還又は廃棄に関する事項
- (10) 前各号の定め違反した場合における契約解除、損害賠償及び公表の措置に関する事項

2 次の各号に掲げる事項は、必要に応じ委託契約書に明記するものとする。

- (1) 主要ファイル及びプログラムファイルの納入に関する事項
- (2) プログラムに関する権利の帰属に関する事項
- (3) 磁気テープ等の媒体の権利の帰属に関する事項
- (4) パスワード等ソフトウェアにおけるデータ保護技術に関する事項
- (5) その他データ保護に関し必要な事項

(受託者の管理状況の調査)

第28条 委託業務主管課の長は、必要に応じ受託者における当該外部委託に係るデータ並びに電子計算機室及びデータ保管施設の管理状況について調査するものとする。

(要員派遣企業からの誓約)

第29条 保護責任者は、電子計算機の保守、システム支援、プログラム支援、オペレーション等電子計算機処理に関し企業から要員の派遣を受ける場合は、必要に応じ当該派遣企業の代表者及び要員に、次の事項を書面により誓約させるものとする。

- (1) 施設の安全管理
- (2) データの適正な取扱い
- (3) 秘密保持

## 第6章 データの利用及び提供等

(他業務に係るデータの利用)

第30条 他の業務目的で保有されているデータ(フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク及びその他の媒体に記録されているものに限る。以下第34条までにおいて同じ。)を利用しようとする課(これに準ずる事務所・事業所を含む。以下同じ。)の属する局(区を含む。以下同じ。)の長は、次条の規定による場合を除き、データ・個人情報利用申出書(第7号様式)により、当該データを所管する業務主管局の長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申出を承認するときは、業務主管局の長は、データ・個人情報利用承認通知書(第8号様式)によりデータを利用しようとする課の属する局の長に通知しなければならない。

3 第1項の規定による申出を承認したときは、業務主管局の長は、利用させるデータの内容、利用目的その他データ保護に関する事項について、データ・個人情報利用届出・協議書(第9号様式)により、保護管理者に届け出なければならない。

4 第1項の規定によりデータを利用させるときは、業務主管課の長は、利用させるデータの授受、利用状況等について記録しなければならない。

(個人情報の利用)

第31条 個人情報に係るデータを他の業務目的で利用しようとする課の属する局の長は、データ・個人情報利用申出書により、当該個人情報に係るデータを所管する業務主管局の長の承認を受けなければならない。

2 条例第7条第1項第1号又は第2号の規定により、個人情報に係るデータの目的外利用を承認するときは、業務主管局の長は、データ・個人情報利用届出・協議書により、あらかじめ、保護管理者と協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が整ったときは、保護管理者は、個人情報利用に係る協議結果通知書(第10号様式)により、当該業務主管局の長に通知しなければならない。

4 前項の通知に際して、保護管理者は、条例第7条第2項の規定による審議会への報告を速や

かに行うよう、業務主管局長を指導するものとする。

5 条例第7条第1項第1号又は第2号の規定により、個人情報に係るデータの目的外利用を承認するときは、業務主管局長は、データ・個人情報利用承認通知書により当該データを利用しようとする課の属する局長に通知しなければならない。

6 条例第7条第1項第1号又は第2号の規定により、個人情報に係るデータを目的外利用するときは、業務主管課の長は、利用させるデータの授受、利用状況等について記録しなければならない。

(外部へのデータの提供等)

第32条 業務主管課、電子計算機設置課及び端末機設置課の属する局長は、横浜市以外のものにデータ(プログラムを含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供し、又は通信回線による電子計算機の結合(以下「データの提供等」という。)を行ってはならない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 法令に定めがある場合
- (2) 横浜市以外のものに提供することを目的とするデータの提供等をする場合
- (3) データ保護上支障がない場合

2 前項第3号の規定により、データの提供等を受けようとするものがあるときは、当該データを所管する業務主管局長は、データ・個人情報提供等申出書(第11号様式)を提出させなければならない。

3 業務主管局長は、前項の申出を承認するときは、データ・個人情報提供等協議書(第12号様式)により、あらかじめ、保護管理者と協議しなければならない。

4 前項の規定による協議が整ったときは、保護管理者は、データ・個人情報提供等に係る協議結果通知書(第13号様式)により業務主管局長に通知するものとする。

5 第1項第3号の規定によりデータの提供等を行うときは、当該業務主管局長は、データの提供等を受けようとするものとデータの適正な取扱いに関する契約書を取り交わさなければならない。

6 前項に規定する契約書には、データの内容、

使用目的、提供方法及び次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) データの秘密保持に関する事項
- (2) データの指示目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) データの複写及び複製の禁止に関する事項
- (4) データの管理状況の検査に関する事項
- (5) データの受払い及び搬送に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) データの保管に関する事項
- (8) データの返還又は廃棄に関する事項
- (9) その他必要な事項

7 第1項第3号の規定によりデータの提供等の承認をするときは、当該業務主管局長は、データ・個人情報提供等承認通知書(第14号様式)によりデータの提供等を受けようとするものに通知しなければならない。

8 第1項ただし書の規定によりデータの提供等をするときは、当該業務主管課の長は、データの授受、使用状況等について記録しなければならない。

9 前各項の規定は、個人情報を横浜市以外のものに提供し、又は個人情報の処理について横浜市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行う場合は、適用しない。

(個人情報の提供)

第33条 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定により、個人情報に係るデータの提供を受けようとするものがあるときは、当該業務主管局長は、データ・個人情報提供等申出書を提出させなければならない。

2 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定により個人情報に係るデータを提供しようとする場合は、業務主管課の属する局長は、データ・個人情報提供等協議書により、あらかじめ、保護管理者と協議しなければならない。

3 前項の協議において、保護管理者及び業務主管局長は、条例第8条第2項の規定による審議会の意見を尊重しなければならない。

4 第2項の規定による協議が整ったときは、保護管理者は、データ・個人情報提供等に係る協議結果通知書により業務主管局長に通知しなければならない。

5 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定に

より個人情報に係るデータの提供を承認するときは、業務主管局長は、データ・個人情報提供等承認通知書により当該申出者に通知しなければならない。

6 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定により個人情報に係るデータを提供するときは、当該業務主管局長は、データの提供を受けようとするものとデータの適正な取扱いに関する契約書を取り交わさなければならない。

7 前項に規定する契約書には、前条第6項に定める事項を明記しなければならない。

8 条例第8条第1項第1号又は第2号の規定により個人情報に係るデータを提供するときは、当該業務主管課の長は、データの授受、使用状況等について記録しなければならない。

(個人情報に係る電子計算機結合)

第34条 条例第9条第1項第1号又は第2号の規定により、電子計算機による個人情報の処理について、横浜市の電子計算機と通信回線による結合(以下「電子計算機結合」という。)をしようとするものがあるときは、当該業務主管局長は、個人情報電子計算機結合申出書(第15号様式)を提出させなければならない。

2 条例第9条第1項第1号又は第2号の規定により電子計算機結合をしようとする場合は、業務主管局長は、あらかじめ、個人情報電子計算機結合協議書(第16号様式)により、保護管理者と協議しなければならない。

3 前項の協議において、保護管理者及び業務主管局長は、条例第9条第2項の規定による審議会の意見を尊重しなければならない。

4 第2項の規定による協議が整ったときは、保護管理者は、個人情報電子計算機結合に係る協議結果通知書(第17号様式)により業務主管局長に通知しなければならない。

5 条例第9条第1項第1号又は第2号の規定により電子計算機結合を承認するときは、当該業務主管局長は、個人情報電子計算機結合承認通知書(第18号様式)により当該申出者に通知しなければならない。

6 条例第9条第1項第1号又は第2号の規定により電子計算機結合をするときは、当該業務主管局長は、電子計算機結合をしようとするものとデータの適正な取扱いに関する契約書を取

り交わすものとする。

7 前項に規定する契約書には、第32条第6項に定める事項を明記しなければならない。

8 条例第9条第1項第1号又は第2号の規定により電子計算機結合をするときは、当該業務主管課の長は、個人情報に係るデータの授受、使用状況等について記録しなければならない。

#### 第7章 補則

(公営企業管理者等からの届出等)

第35条 保護管理者は、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(以下「公営企業管理者等」という。)が電子計算機処理に係るデータの取扱い及び電子計算機処理に当たって措置すべき事項について、それぞれの規程に基づき、届出、通知若しくは報告をし、又は協議、指示若しくは指導を求めてきたときは、この規程の例により、当該届出等に応じなければならない。

2 保護管理者は、データの的確な管理を図るため必要があると認めるときは、公営企業管理者等に対し調査を行うことについて協力を求めることができる。

(データ利用に係る他機関との関係)

第36条 各局長は、他業務に係るデータの利用について、公営企業管理者等から承認を求められたときは、この規程の例により、当該承認請求に応じなければならない。

(委任)

第37条 この規程の施行に関し必要な事項は、保護管理者が定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この達は、平成元年7月1日から施行する。  
(経過措置)

2 この達の施行の際現にこの達による改正前の横浜市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程第15条の規定により指定されている主要磁気ファイルは、この達の第16条の規定により指定された主要ファイルとみなす。

<資料8>

個人情報保護に関する条例の制定団体の状況

(1989年1月1日現在 自治省調べ)

| 都道府県名 | 特別区 | 政令市 | その他の市 | 町 村 | 一部事務組合 | 条例制定団体の名称   |
|-------|-----|-----|-------|-----|--------|---|
| 北海道   |     |     | 1     | 16  |        | 江別市, 広島町, 石狩町, 余市町<br>南幌町, 鷹栖町, 美瑛町,<br>上富良野町, 津別町, 早来町,<br>えりも町, 芽室町, 更別村,<br>幕別町, 足寄町, 標茶町,<br>中標津町 |
| 青森県   |     |     | 1     | 3   |        | 十和田市, 板柳町, 中里町,<br>鶴田町  |
| 岩手県   |     |     | 8     | 8   |        | 盛岡市, 宮古市, 水沢市, 花巻市<br>北上市, 遠野市, 一関市, 釜石市<br>零石町, 西根町, 紫波町, 和賀町<br>沢内村, 金ヶ崎町, 衣川村,<br>山田町              |
| 宮城県   |     |     | 7     | 4   |        | 仙台市, 石巻市, 塩竈市, 古川市<br>気仙沼市, 名取市, 多賀城市,<br>大和町, 岩出山町, 中田町,<br>本吉町                                      |
| 秋田県   |     |     | 4     | 10  | 1      | 秋田市, 大館市, 本荘市, 湯沢市<br>小坂町, 鷹巣町, 金浦町, 矢島町<br>岩城町, 由利町, 西目町,<br>東由利町, 大内町, 稲川町,<br>横手・平鹿広域市町村圏事務組合      |
| 山形県   |     |     | 6     | 4   |        | 山形市, 鶴岡市, 酒田市, 新庄市<br>寒河江市, 天童市, 河北町,<br>最上町, 温海町, 遊佐町  |
| 福島県   |     |     | 3     | 11  |        | 福島市, いわき市, 原町市,<br>保原町, 川俣町, 長沼町,<br>猪苗代町, 平田村, 浅川町,<br>小野町, 檜葉町, 富岡町, 双葉町<br>新地町                     |
| 茨城県   |     |     | 1     | 2   |        | 石岡市, 鹿島町, 総和町   |
| 栃木県   |     |     | 1     |     |        | 小山市   |

| 都道府県名 | 特別区 | 政令市 | その他の市 | 町 村 | 一部事務組合 | 条例制定団体の名称  |
|-------|-----|-----|-------|-----|--------|--|
| 群馬県   |     |     |       | 1   |        | 水上町  |
| 埼玉県   |     |     | 16    | 6   |        | 川越市, 秩父市, 所沢市, 加須市, 春日部市, 鴻巣市, 上尾市, 与野市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 入間市, 富士見市, 上福岡市, 幸手市, 大井町, 三芳町, 毛呂山町, 長瀨町, 川里村, 杉戸町  |
| 千葉県   |     |     | 9     |     |        | 千葉市, 市川市, 松戸市, 成田市, 習志野市, 八千代市, 我孫子市, 浦安市, 四街道市  |
| 東京都   | 21  |     | 17    | 3   |        | 千代田区, 中央区, 港区, 新宿区, 文京区, 台東区, 墨田区, 江東区, 品川区, 目黒区, 大田区, 世田谷区, 中野区, 杉並区, 豊島区, 北区, 荒川区, 板橋区, 練馬区, 足立区, 葛飾区, 八王子市, 武蔵野市, 三鷹市, 調布市, 小金井市, 日野市, 国分寺市, 国立市, 田無市, 保谷市, 狛江市, 東大和市, 清瀬市, 東久留米市, 東村山市, 多摩市, 稲城市, 羽村町, 奥多摩町, 大島町 |
| 神奈川県  |     | 1   | 5     | 3   |        | 川崎市, 藤沢市, 茅ヶ崎市, 秦野市, 大和市, 座間市, 二宮町, 真鶴町, 湯河原町  |
| 新潟県   |     |     | 11    | 9   | 1      | 新潟市, 長岡市, 三条市, 柏崎市, 新発田市, 十日町市, 見附市, 新井市, 五泉市, 白根市, 上越市, 安田町, 中条町, 小出町, 川西町, 津南町, 柿崎町, 大潟町, 吉川町, 山北町, 南魚沼郡広域事務組合   |
| 富山県   |     |     | 1     |     |        | 高岡市  |
| 石川県   |     |     |       |     |        |  |
| 福井県   |     |     |       |     | 1      | 福井坂井地区広域市町村圏事務組合   |
| 山梨県   |     |     |       | 2   | 1      | 河口湖町, 上野原町, 峡南広域行政組合   |
| 長野県   |     |     | 2     | 1   |        | 飯田市, 塩尻市, 軽井沢町   |
| 岐阜県   |     |     | 2     | 9   |        | 瑞浪市, 美濃加茂市, 養老町, 垂井町, 池田町, 美山町, 八幡町, 坂祝町, 川辺町, 御嵩町, 国府町  |

| 都道府県名 | 特別区 | 政令市 | その他<br>の市 | 町 村 | 一部事<br>務組合 | 条例制定団体の名称   |
|-------|-----|-----|-----------|-----|------------|---|
| 静岡県   |     |     | 4         | 20  |            | 静岡市, 熱海市, 伊東市, 富士市<br>長泉町, 富士川町, 蒲原町,<br>御前崎町, 相良町, 大須賀町,<br>浜岡町, 小笠町, 菊川町, <u>大東町</u><br>浅羽町, 竜洋町, 豊田町,<br>佐久間町, 水窪町, 可美村,<br>雄踏町, 細江町, 引佐町,<br>三ヶ日町   |
| 愛知県   |     | 1   | 9         | 2   |            | 名古屋市, 豊橋市, 一宮市,<br>瀬戸市, 半田市, 稲沢市, 新城市<br>知立市, 岩倉市, 豊明市, 美和町<br>蟹江町  |
| 三重県   |     |     | 1         |     |            | 名張市   |
| 滋賀県   |     |     | 4         | 16  |            | 大津市, 近江八幡市, 八日市市,<br>守山市, 野洲町, 信楽町,<br>五箇荘町, 愛東町, 湖東町,<br>秦荘町, 甲良町, 山東町, 伊吹町<br>米原町, 近江町, 高月町,<br>木之本町 マキノ町, 今津町,<br><u>安曇川町</u>  |
| 京都府   |     | 1   | 2         | 16  |            | 京都市, 宇治市, 城陽市, 田辺町<br>加茂町, 和束町, 八木町, 日吉町<br>瑞穂町, 和知町, 三和町,<br>夜久野町, 大江町, 加悦町,<br>野田川町, 峰山町, 網野町,<br>弥栄町, 久美浜町   |
| 大阪府   |     | 1   | 17        | 2   |            | 大阪市, 堺市, 岸和田市, 池田市<br>吹田市, 高槻市, 守口市, 枚方市<br>茨木市, 八尾市, 泉佐野市,<br>富田林市, 寝屋川市, 箕面市,<br>羽曳野市, 門真市, 東大阪市,<br>交野市, 島本町, 熊取町  |
| 兵庫県   |     | 1   | 9         | 28  |            | 神戸市, <u>尼崎市</u> , 西宮市, 洲本市<br>芦屋市, 伊丹市, 豊岡市, 赤穂市<br>宝塚市, 川西市, 猪名川町,<br>稲美町, 新宮町, 太子町, 佐用町<br>上月町, 城崎町, 竹野町, 香住町<br>日高町, 出石町, 但東町, 村岡町<br>浜坂町, 美方町, 温泉町, 八鹿町<br>養父町, 大屋町, 関宮町,<br>和田山町, 山東町, 朝来町,<br>市島町, 篠山町, <u>西紀町</u> , 丹南町<br>五色町 |
| 奈良県   |     |     | 3         | 11  |            | 奈良市, 天理市, 大和高田市,<br>都祁村, 曽爾村, 御杖村, 高取町  |



| 都道府県名 | 特別区 | 政令市 | その他<br>の市 | 町 村 | 一部事<br>務組合 | 条例制定団体の名称   |
|-------|-----|-----|-----------|-----|------------|---|
| 和歌山県  |     |     |           | 1   |            | 新庄町, 王寺町, 広陵町, 河合町<br>吉野町, 大淀町, 川上村<br>貴志川町   |
| 鳥取県   |     |     | 4         | 11  |            | 鳥取市, 米子市, 倉吉市, 境港市<br>国府町, 用瀬町, 智頭町, 羽合町<br>大栄町, 西伯町, 東伯町, 岸本町<br>大山町, 名和町, 江府町   |
| 島根県   |     |     | 4         | 6   |            | 松江市, 出雲市, 大田市, 安来市<br>穴道町, 広瀬町, 三刀屋町,<br>金城町, 三隅町, 西郷町  |
| 岡山県   |     |     | 1         | 4   |            | 岡山市, 御津町, 山陽町, 和気町<br>川上町   |
| 広島県   |     |     | 1         | 8   |            | 三次市, 福富町, 大和町,<br>瀬戸田町, 世羅町, 油木町,<br>豊松村, 作木村, 西城町  |
| 山口県   |     |     | 1         | 1   |            | 宇部市, 豊田町  |
| 徳島県   |     |     | 2         | 7   |            | 徳島市, 鳴門市, 勝浦町, 石井町<br>那賀川町, 羽ノ浦町, 藍住町,<br>土成町, 半田町  |
| 香川県   |     |     | 5         | 21  |            | 高松市, 丸亀市, 坂出市,<br>普通寺市, 観音寺市, 長尾町,<br>土庄町, 三木町, 牟礼町, 塩江町<br>綾南町, 国分寺町, 綾歌町,<br>飯山町, 満濃町, 琴平町,<br>多度津町, 高瀬町, 山本町,<br>三野町, 大野原町, 豊中町,<br>詫間町, 仁尾町, 豊浜町, 財田町 |
| 愛媛県   |     |     |           | 6   |            | 大西町, 久万町, 内子町, 伊方町<br>瀬戸町, 野村町  |
| 高知県   |     |     | 1         |     |            | 須崎市   |
| 福岡県   |     |     | 6         | 11  |            | 田川市, 大川市, 豊前市, 中間市<br>小郡市, 春日市, 宇美町, 志免町<br>新宮町, 古賀町, 粕屋町, 前原町<br>吉井町, 浮羽町, 北野町, 城島町<br>犀川町   |
| 佐賀県   |     |     | 1         | 2   |            | 佐賀市, 川副町, 太良町   |
| 長崎県   |     |     | 5         | 8   | 1          | 長崎市, 佐世保市, 島原市,<br>平戸市, 松浦市, 高島町,<br>多良見町, 長与町, 琴海町,<br>田平町, 江迎町, 小佐々町,   |

| 都道府県名 | 特別区    | 政令市 | その他の市 | 町 村 | 一部事務組合 | 条例制定団体の名称  |
|-------|--------|-----|-------|-----|--------|--|
| 熊本県   |        |     | 2     | 3   |        | 吉井町，<br>伊万里北松地域広域市町村圏組合<br>熊本市，八代市，小川町，<br>龍ヶ岳町，御所浦町 |
| 大分県   |        |     | 1     | 5   |        | 津久見市，湯布院町，三重町，<br>緒方町，玖珠町，三光村                        |
| 宮崎県   |        |     | 7     | 2   |        | 宮崎市，都城市，延岡市，日南市<br>小林市，日向市，西都市，田野町<br>北郷町            |
| 鹿児島   |        |     |       |     |        | 鹿児島市，阿久根市，東市来町，<br>薩摩町，祁答院町，串良町                      |
| 沖縄県   |        |     |       |     |        | 那覇市，浦添市，沖縄市，伊江村<br>与那国町                              |
| 計     | 21     | 5   | 190   | 289 | 5      |  |
| 合 計   | 510 団体 |     |       |     |        |  |

(注1) 下線は前回調査(1988年10月1日現在)以後新たに条例を制定した団体を示す。

(注2) 伊万里北松地域広域市町村圏組合は、佐賀県及び長崎県の市町村によって構成されている。

<資料9>

個人情報保護条例における主な規定内容一覧

(1989年1月1日現在 自治省調べ)

| 主 な 規 定 項 目           |                | 規定団体数 (各制定団体に占める割合：%) |              |           |           |
|-----------------------|----------------|-----------------------|--------------|-----------|-----------|
|                       |                | 昭和64年1月1日現在           | 昭和63年10月1日現在 |           |           |
| 対象データ処理の形態            | 電子計算機処理を対象     | 484(94.9)             | 445(94.9)    |           |           |
|                       | マニュアル処理まで併せて対象 | 26( 5.1)              | 24( 5.1)     |           |           |
| 対象部門                  | 公的部門を対象        | 490(96.1)             | 451(96.2)    |           |           |
|                       | 民間部門まで併せて対象    | 20( 3.9)              | 18( 3.8)     |           |           |
| 対象データの種類              | 個人データのみを対象     | 355(69.6)             | 330(70.4)    |           |           |
|                       | 法人データまで併せて対象   | 155(30.4)             | 139(29.6)    |           |           |
| 個人情報システムの設置(変更)に関する規制 |                | 168(32.9)             | 150(32.0)    |           |           |
| 収集規制                  | 目的による規制        | 82(16.1)              | 130(25.5)    | 73(15.6)  | 111(23.7) |
|                       | 方法による規制        | 115(22.5)             |              | 96(20.5)  |           |
|                       | データの種類による規制    | 39( 7.6)              |              | 32( 6.8)  |           |
| 記録規制                  | 目的による規制        | 431(84.5)             | 503(98.6)    | 396(84.4) | 462(98.5) |
|                       | データの種類による規制    | 498(97.6)             |              | 458(97.7) |           |
| 利用・提供規制               | (内部)利用規制       | 195(38.2)             | 494(96.9)    | 176(37.5) | 453(96.6) |
|                       | (外部)提供規制       | 457(89.6)             |              | 420(89.6) |           |
|                       | 国等とのオンライン禁止・制限 | 386(75.7)             |              | 352(75.1) |           |
| 維持管理に関する規制            | 正確性・最新性の確保     | 450(88.2)             | 496(97.3)    | 411(87.6) | 455(97.0) |
|                       | 改ざん、滅失、漏えい等の防止 | 471(92.4)             |              | 431(91.9) |           |
|                       | 不要情報の廃棄措置      | 186(36.5)             |              | 163(34.8) |           |
| 自己情報の開示、訂正等           | 開示の申出等         | 457(89.6)             | 418(89.1)    |           |           |
|                       | 訂正の申出等         | 449(88.0)             | 411(87.6)    |           |           |
|                       | 削除の申出等         | 368(72.2)             | 334(71.2)    |           |           |
|                       | 中止の請求          | 21( 4.1)              | 20( 4.3)     |           |           |
| 処理状況等の公表              | 処理状況の公表        | 296(58.0)             | 329(64.5)    | 275(58.6) | 306(65.2) |
|                       | 記録項目の公表        | 214(42.0)             |              | 201(42.9) |           |
| 外部委託に際しての規制           | 受託業者の責務        | 111(21.8)             | 100(21.3)    |           |           |
|                       | データ保護の確保措置     | 414(81.2)             | 379(80.8)    |           |           |
| 個人情報処理に係る職員等の責務       |                | 383(75.1)             | 353(75.3)    |           |           |
| 罰 則                   | 当該団体職員を対象      | 46( 9.0)              | 49( 9.6)     | 45( 9.6)  | 47(10.0)  |
|                       | 受託業者・従業員を対象    | 47( 9.2)              |              | 45( 9.6)  |           |
| 附属機関の設置               |                | 277(54.3)             | 251(53.5)    |           |           |
| 救済措置                  | 苦情処理           | 53(10.4)              | 47(10.0)     |           |           |
|                       | 不服申立手続         | 41( 8.0)              | 34( 7.2)     |           |           |
| 条例制定団体数               |                | 510                   | 469          |           |           |

1989年6月25日

自治研かながわ月報第19号(1989年4,6月合併号,通算83号)

発行所 社団法人神奈川県地方自治研究センター

発行人 横山桂次 編集人 上林得郎 定価1部 500円

〒232 横浜市南区高根町1-3 神奈川県地域労働文化会館4F

☎ 045(251)9721(代表) FAX 045(251)3199

振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-709629

### 会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000円、賛助会員月 500円のどちらかを選び、半年または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎ 045 (251)9721へご連絡ください。

### 会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が隔月送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120~150ページ定価450円)が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。